

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成31年3月13日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

3月13日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	3
委員会記録署名委員の指名	3
議案第1号所管分及び議案第10号所管分の審査	3
質疑（藤浦雅彦委員、福住礼子委員、増永和起委員）	
議案第6号の審査	39
質疑（光好博幸委員、藤浦雅彦委員、増永和起委員）	
議案第4号、議案第13号及び議案第29号の審査	43
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（光好博幸委員、中川嘉彦委員、藤浦雅彦委員、増永和起委員）	
議案第8号の審査	73
質疑（増永和起委員）	
散会の宣告	74

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成31年3月13日(水) 午前9時58分 開会
午後4時51分 散会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 森西 正 副委員長 増永和起 委員 福住礼子
委員 藤浦雅彦 委員 中川嘉彦 委員 光好博幸

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫

市民生活部長 野村眞二 同部参事兼産業振興課長 吉田量治

自治振興課長 丹羽和人 市民課長 川本勝也

文化スポーツ課長 妹尾紀子 農業委員会事務局長 辻 稔秀

環境部長 山田雅也 同部参事兼環境センター長 鈴木康之

環境政策課長 飯野祐介 環境業務課長 三浦佳明

保健福祉部長 堤 守 同部理事 平井貴志

同部参事 川口敦子 同部参事兼国保年金課長 安田信吾

国保年金課長代理 森崎孝弘 保健福祉課長 有場 隆

生活支援課長代理 松木 愛 高齢介護課長 荒井陽子

障害福祉課長 森川 護

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局書記 関 正秀

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成31年度摂津市一般会計予算所管分

議案第10号 平成30年度摂津市一般会計補正予算(第8号)所管分

議案第 6号 平成31年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算

議案第 4号 平成31年度摂津市国民健康保険特別会計予算

議案第13号 平成30年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議案第29号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

議案第 8 号 平成 3 1 年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算

(午前9時58分 開会)

○森西正委員長 おはようございます。

ただいまから民生常任委員を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、増永委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第10号所管分の、藤浦委員からの質疑の答弁を求めます。

まず、副市長。

○奥村副市長 おはようございます。

それでは、質問番号第1番でございます。

中国、蚌埠市との都市交流について、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

日本と中国の関係をよくあらわした言葉で、政冷経熱というふうによく言われております。政治の分野では冷却しておりますが経済の分野では加熱しているというような意味合いでございます。中国の市場経済が発展していく中で、安価な労働力を求めて日本の企業も中国への投資を盛んに推し進めてまいりました。今や日中の貿易額も多額にのぼり、経済関係は活発、強固なものとなっております。

一方で、過去の歴史問題で政治分野では冷却状態がまだまだ続いております。近年では尖閣諸島周辺の領海侵入も多発しており、日中を取り巻く環境は憂慮すべき状況と言えます。しかしながら、隣国との友好関係は重要でもあり、地道ではありますが草の根の国際交流を通じて相互理解の必要性はさらに増しているのではないかなというふうに思っております。

ご指摘のありました市制施行50周年記念式典でのてんまつにつきましては非常に残念ではありましたが、そのことをもって対応云々とは考えてはおりません。

今回、来摂の意向打診があり、本市といたしましても蚌埠市から手を差し出されている状況を歓迎し、交流を大切にしていきたいと思いますと考えております。

以上です。

○森西正委員長 続いて、地域福祉計画。有場課長。

○有場保健福祉課長 それでは保健福祉課にかかわりますご質問にお答えいたします。

質問番号7番、地域福祉計画の策定過程におけるご提案に関するご質問になります。

地域福祉計画の作成過程におきましては、地域福祉に係る団体等のご意見を聴取するほか、市民へのアンケート調査も計画しているところでございます。

ご指摘の計画に係る講演会などにつきましても、開催について検討しているところでございます。

今後、地域共生社会の実現を目指す上で、再度、地域の力を引き出すことが求められております。

つながりのまち摂津の取り組みにつきましては、こうした流れにおける象徴的な取り組みであると考えております。

続きまして質問番号13番、補助金交付事業についてですが、こちらで看護師会、栄養士会の会員募集ということでございますが、看護師会、栄養士会につきましては市施策等進める上で欠かせない存在であると考えており、組織を維持するために新規会員の獲得につきまして、市としても積極的に支援していく必要があるものと考えております。

新規会員の獲得につきましては、先般、看護師会より会員の募集記事を市の広報誌に掲載したいとのご相談を受けまして、

実際に掲載したところ、新規会員の獲得につながっております。

これは非常に小さい取り組みではございますが、会の存在を周知することで新規会員の獲得につながったよい事例であると考えております。

今後もこうした取り組みを地道に続けていく必要があるものと考えております。

続きまして質問番号15番、健康せつつ21推進事業についてでございます。

先般取り組んでおります、健康せつつ21の計画の中間見直しについてでございますが、これにつきましては平成26年3月に現在の健康せつつ21第2次の計画を策定後、国循との連携など、健都での取り組みも徐々に進んでいく中、平成28年3月には健都を中心とした健康・医療のまちづくりをさらに全市的に推進するため、健康せつつ21を補強強化する、まちごと元気！推進プランを策定したところでございます。今年度、健康せつつ21の中間見直しを行うに当たり、計画目標を最新の数値に基づき補正した上、両計画の目標の精査、統合を行ってきたところでございます。

また、来年度以降の地域福祉計画を上位とする計画体系を意識しまして、他計画で掲げるべき目標の省略なども行い、全体的により健康づくりに特化した計画の内容になっております。

また、喫煙率についてでございますが、現在の本市の喫煙率でございますが、最新値としては男性が24.7%、女性が6.2%となっております。全体的にはやや改善傾向にはあるものの、目標値であります男性20%以下、女性5%以下には届いていない状況でございます。

最後にSTOP MIキャンペーンの効

果についてでございますが、STOP MIキャンペーンにつきましては循環器疾患対策の一つとして、国循との連携のもと、平成29年度に開始したもので、今回の見直し後の計画に初めて記載するものでございます。

効果検証につきましては、今後死亡原因などを参考にするため数年かけて検証していくこととなります。

以上でございます。

○森西正委員長 それでは質問11の老人福祉センターについて。

荒井課長。

○荒井高齢介護課長 高齢介護課にかかわりますご質問にお答えいたします。

質問番号11番、高齢者の入浴支援施策についてでございます。

震災の影響で市内の公衆浴場が昨年から1か所となりました。また近隣他市の公衆浴場も減ってきており、入浴が困難となっている高齢者がいらっしゃるという声は届いております。藤浦委員のご提案は、せつつ桜苑老人福祉センターでの入浴機会の拡充ということでございましたが、その事例に限らずいろいろな可能性を探るために、今後、先進自治体の事例などを研究してまいりたいと考えております。

○森西正委員長 続きまして、飯野課長。

○飯野環境政策課長 質問番号18番、し尿収集事業に関するご質問にお答えいたします。

平成29年度決算審査での答弁の繰り返しになってしまっていますが、し尿処理につきましては、現在、処理をお願いしております豊能町と平成34年度まで受け入れていただく覚書を締結しておりますので、現時点では茨木市へ処理を依頼することは考えておりません。

なお、ご質問の中にございました浄化槽汚泥の搬入ルートに関しましては、茨木市と協議を行っておりませんのでご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○森西正委員長 三浦課長。

○三浦環境業務課長 それでは質問番号20番、フードドライブへの取り組みについてのご質問にお答えいたします。

本市では現在、ごみ減量化の一環といたしまして食品ロスの削減に向けて啓発を行っており、これまで30・10（さんまるいちまる）運動や食べ切り運動を展開してまいりました。

フードドライブにつきましては食品ロス対策の一つであるフードバンクの取り組みに対する手法の一つであると認識しており、今後、関係課と連携を図りながら、食品ロス削減の啓発の一環といたしましてフードドライブの周知にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森西正委員長 これで答弁全て出ております。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 おはようございます。

それでは3回目の質問になりますが、ほとんど要望としていきたいと思っております。

1点目の、中国蚌埠市との取り組みについて副市長からご答弁いただきましたので、本市としてはそういう対応でぜひよろしく申し上げます。これは要望としておきますのでお願いします。

それから地域福祉計画の策定につきましても、先ほど検討していただくということでございましたので、やっぱり周知は非常に大事だと思いますし、そういう意味ではしっかりこのこともお願いしておきま

す。要望しておきたいと思っております。

老人福祉センター事業、質問11番ですね。研究していただくということでございますので、市民の皆さんが、特にせつつ桜苑は皆さん大いに使っていただいているんですけど、先ほど言いましたようにやっぱり距離の問題とか、行ける方がある程度限定されるということもありますし、今、遠いところからお風呂屋さんまで歩いて行かれてるといような姿もよく見ますし、そういう意味でぜひ前向きに研究、検討を重ねていただきますように、これも要望しておきます。お願いします。

栄養士会、看護師会の活性化の話ですけど、ちょっと前に聞いたときは、前回も言いましたけども、看護師会の方は9人ですという話はお聞きしましたけども、そういう意味では少しずつふやそうという努力もされているし、また、市としてもぜひこれは最大にバックアップをしていただいて、やっぱり大切な組織です。健康づくりやまた災害対策についても大変大切な組織でございますので、しっかり活性化できるようにお願いしたいと思っております。これも要望としておきます。

それで国立健康・栄養研究所もきますから、そういう意味でも活性化することによってさらにいろいろな連携とか、このことができて、今回はフレイルのことですけども、いろいろなことの可能性がふえてくると思っておりますから、そういう意味でもぜひ活性化をよろしくお願いしたいと思っております。

15番目、健康せつつ21事業についてでございます。

喫煙率の話も少し前進、減少しているという話でありましたし、STOP MIキャンペーンについての成果もこれから検証していくということでございます。これ

は見直しをする中で、より国循としっかり連携も深めながら、健康施策が大きく前進していくようにしっかり取り組みをお願いしておきたいと思います。これも要望とします。

あと、し尿収集事業について、デリケートな話だと思います。聞いてるんです、デリケートな話やというのは聞いてますけどね。私も議員という立場の中で、これはこれまでの経過経緯も踏まえながら、望ましいなということで提案をさせていただいておりますので、この辺はさらにデリケートな取り組みだと思いますが、環境がそのうち変わってくるのであればぜひともテーブルの上に乗せていただけるようなことで、心に秘めておいていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。これも要望としておきます。

食品ロスの取り組みですね。フードドライブ。今はフードドライブという表現で質問させていただいておりますが、これまでは食品ロスということで、ごみ減量にもつながるし、また地球温暖化にもつながるし、今、特にやっぱり日本はたくさんの食べ物が捨てられているということで、食品ロスのことが問題になっています。SDGsというのも前、言いましたけどね。そういう一つの目標にもなっていますから、その啓発としては非常にフードドライブというのはいいなと私は思っているの、これは集めるというよりは、そういう意識をどんどん市民に浸透していくということが一番大事だと思っておりますので、よく関係各課と検討していただきまして、何も公で全部やることはありませんから、民間のいろいろな団体と一緒に、とにかく市民啓発を含めて取り組みができるようにこれは要望しておきたいと思いますので。

以上で私の質問を終わります。

○森西正委員長 藤浦委員の質問が終わりました。

ほかにございますか。

福住委員。

○福住礼子委員 おはようございます。

要望が主になるんですけれども、若干確認の意味での質問等もさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、予算書のほうの歳入についてですけれども、38ページが目4商工費国庫補助金のプレミアム付商品券事務費補助金についてです。

先日代表質問でもお話をさせていただきました。今回、2万5,000円の商品券、それを2万円で買えるということで、対象者が2万人ぐらいいらっしゃるということでしたけども、この歳出の予算を見ますと3億5,000万円ということで、若干その辺の割数がちょっと違うのかなと思ったので、この辺の歳出の数字についてお聞きをしたいと思います。

それから、予算概要のほうのページに沿って質問させていただきます。

まず最初に、これは要望ですけれども、34ページ、市民課にかかります款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費のところですけども、ことしも3月には日曜開庁をしていただきます。本当にありがたいなと思っております。

また、4月から5月にかけて、このたび大型連休が始まります。この間にも休日開庁を実施していただきます。この2月25日、政府から即位日等休日の施行に伴う大型連休への対応についてという公表がございました。8項目にわたって国民生活に影響が出ないようにとの配慮が出さ

れております。

民生常任委員会の所管としてかかわるところでお願いがあるんですけども、時給・日給労働者の収入減少というのが想像できると。そんな中での対応、求人情報の活用も含め労働者に早目の備えを行うように促す。そして即位日等休日法の趣旨を踏まえつつ、関係団体企業に対して時給・日給労働者の収入減少について業務の状況に応じて雇用主による労働者への適切な配慮を期待するといったことが一つありました。そしてまた一般家庭のごみ収集、介護サービスや障害者サービスなど、その他必要な福祉の確保ということも載っております。また、連休中の消費生活相談国民生活センターにおきましては、連休中に都道府県や市区町村の消費生活センター等が開所していない場合、消費者ホットライン188の相談受付といったことの項目が載っております。元号改正に伴ったそういうものを利用した詐欺というものももう始まっているそうございまして、これからもそういうのが予測されていることから、市民への周知が必要だと思っております。

また、平成最後ということで4月30日なのか、新元号で5月1日になるかはわかりませんが、婚姻届をたくさん出すカップルもあるんじゃないかといった、こういう報道もございましたので、そういったところの対応、いろいろと想定されることを検討していただいて、広報誌やホームページ、また回覧等で市民の皆様への周知をお願いしたいと思っております。これは要望でございます。

それから文化スポーツ課にかかわることですけども、ページ42ページ、款2総務費、項7保健体育費、目2体育振興費

でございます。

スポーツの事業ですけども、障害者スポーツについて新年度の推進はどのようにお考えなのかお聞きをしたいと思います。

同じく42ページでございます。これは要望になるんですけども、青少年運動広場の改修が始まります。もう一つは旧味舌小学校跡地の体育館建設についてもこれから順次進めていただけるということでございます。当面は空き地に機材を置いて工事中のそういった置き場に使用されるということで、その後は防災空地にするといった市長の答えがございました。代表質問の折にも。私はここを陸上トラックのようなグラウンドにしてはどうかなというふうに、これは提案でございます。ランニングやウォーキングがしやすく、誰もが自由に使いやすい。そしてまた隣接する薫英高校の活躍などからも刺激を受けて走る方がふえるんじゃないかと、そういった期待もございまして。球技をするようなグラウンドにする場合はやはりフェンスを高くするとかそういった、運動道具を買わなきゃいけないとか、こういうコストも想像ができますので、何もそういうものがなければ変更するのも、その後の活用の変更も考えやすいのではないかと、そのように思っております。

また、今、正雀の周辺は空き地が少しずつできてまいりました。そこにはワンルームを含めた新しいマンションの建設というようなものも入ってくるというふうな、今、予想がされております。これは国循のできることで、そういった働く人が入居を期待されるというようなことも出ているようでございますので、また新しいまちづくりの一つとして、このグラウンドの空き

地の活用については研究、検討を要望したいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それから保健福祉課にかかわることでございます。

64ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費の中で、妊娠出産包括支援事業でございます。

妊娠がわかって母子健康手帳を受け取る際に保健師に全数面接を行っていただいております。ありがとうございます。実施が始まってこれまでにケアが必要な妊婦というのはどのぐらいの割合でいらっしまったのかお聞きをしたいと思います。

それから同じところで、健康せつつ21推進事業についてでございますけれども、これはいろいろな委員の皆様からもお声がございました。新たな路上喫煙禁止地区を設定する、また公共施設の敷地内禁煙というのが実施をされてまいります。その中で、この庁内での職員が仕事をしている場で、もうそういったところで禁煙が始まっていくんですけれども、職員の健康推進という観点から何か取り組む計画はないでしょうか。お聞きをしたいと思います。

同じく感染症予防事業でございます。風疹対策につきましては、妊婦が風疹に感染をしますと難聴や心臓病、白内障など先天性風疹症候群というのが胎児に影響して生まれてくる可能性があるというふうに言われております。

平成31年度は昭和47年から昭和54年生まれの大体39歳から46歳の男性というのが対象になるというふうにあります。働き盛りの世代に対しての受診をしやすくするための対策をしっかりと打っていただきたい、これは要望でございます。

もう1点ですけれども、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種についてです。

これは去年、市として何か独自で手を打っていただけないかというふうに質問させていただきまして、今回は国のほうから期間の延長が決まりました。この延長になった経緯と、それから接種率向上のための対策についても一度確認のためお聞きをしておきたいと思います。

それから66ページです。これは要望でございます。まちごとフィットネスヘルシータウン事業でございますけれども、健康マイレージの参加者の目標2,000人に対して約800人というふうな答弁だったと思いますけれども、歩数計機能を持つスマートフォンやスマートウォッチの普及で歩数連動型サービスというのが広がっております。歩いてポイントをためて商品交換や買い物ができる、健康と割引の両方がお得であるということでありまして、こういうところでの取り組みとして、やっぱり年齢の層がどんどん広がってほしいなということがあります。

そんな中で、この間新聞の記事であったんです。電力料金の割引サービスというのをやっているところがあります。これは東京都中央区にあります新電力イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社というところと株式会社タニタヘルスリンクが組んで展開をした事業です。家庭向け電力小売りサービスということで「あるく・おトク・でんき」は活動量計の歩数に応じた電気料金を割引できるプランということで、無料で渡されたタニタの活動量計を、世帯で最も歩く一人につけてもらってデータをとるというものなんですね。だから一番よく歩く人に持ってもらう。そして家庭の電気料金を下げていこう、こうい

う取り組みだそうです。1日平均5,000歩以上であれば200円、8,000歩以上なら400円分が割引をされるというふうな、こういうサービスもされているようでございます。

厚生労働省が目標に掲げているのは、健康増進に向けての数字としました男性が9,000歩、女性は8,500歩というふうに、非常に高い目標で、私も早速活動量計もらいました。それを持って老人クラブの会合でちょっと見せたら、結構、それどうするのというような食いつきもありましたので、どんどんとこういう宣伝もしながら、いろいろな形で幅広く参加していただくように取り組んでいただきたいと思います。これは要望でございますのでよろしく願いいたします。

それからページ66ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費の中の飼犬等保護管理事業でございます。

所有者不明猫避妊・去勢手術費用助成の実績と多頭飼育する飼い主への対応についてお聞きをしたいと思います。

それから68ページになります。目5環境政策費の中の環境美化事業ですね。

今回、路上喫煙禁止地区指定と環境美化推進とあわせて取り組んできました。新しい地域として正雀駅周辺の指定ということが定められているようでございます。その中で現在、JR千里丘駅周辺、そして阪急摂津市駅周辺の美化推進においての、何か今、課題というのがないのか、そういったことをお聞きをしたいと思います。

それから70ページですね。目2塵芥処理費の中で、ごみ減量啓発事業に関しまして、昨年6月から北摂市町村とスーパー9社が協定を締結して、レジ袋の有料化というのが始まりました。摂津市のマイバッグ

持参率を教えてくださいたいと思います。

それから78ページの款6商工費、項1商工会費、目2商工振興費の中での商品券発行事業につきまして、対象となる方、販売方法、スケジュールといったこと、少し具体的にお聞きをしたいと思います。

そして合わせましてスクラッチカード発行事業につきまして、平成30年度の実績が多分出たかと思っておりますので、実績と、そして平成31年度の内容についてお聞きをしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○森西正委員長 答弁をお願いします。

吉田部参事。

○吉田市民生活部参事 それでは、産業振興課に係ります2点についてお答えさせていただきます。ご答弁させていただきます。

まず予算書142ページの商品券交付金は3億5,000万円ということで、その理由ということなんですけれども、対象者として2万人を見込んでおりまして、主にその対象者のうちの高齢者の方が中心になっておりますので、平成27年度の臨時福祉給付金等と同様の対象者の見込みとなっております。

その臨時給付金の申請が約80%少し超えるというような状況でございました。今回、申請していただいた後、商品券と交換していただく仕組みというような状況もございますので、申請を7割というふうに見込ませていただいて、今回予算を計上させていただいている状況でございます。

次に、予算概要の78ページなんですけれども、商品券の発行事業のスケジュールということでございますけれども、今回、プレミアム付商品券の発行は10月に予定されております消費税の改定に伴い行

う事業でございまして、対象者の方に関しましては低所得の方と子育て世帯の方を対象にしております。先ほどもお伝えさせていただきましたが、主に低所得の方に関しましては臨時給付金の方を対象にしております、1万7,600人と3歳未満の方は2,400人を見込んでおります。そういう状況で、特に低所得の方に関しましては所得制限がございまして、7月ごろ申請のご案内をさせていただく予定をしております。

次に、子育て世帯の方に関しましては所得制限がございませぬので、年齢などの条件で直接引きかえ券というものを9月ごろに発送させていただく予定をしております。その引きかえ券をもって商品券と交換させていただくということなんですけれども、商品券がご利用できるのは10月1日からということを見込んでございまして、市もその予定をしておりますので、引きかえ券に関しましては場合によっては9月下旬にも交換できる仕組みを目指して進めていけたらと思っております。

以上です。

○森西正委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 それでは文化スポーツ課に係りますご質問にお答えいたします。

予算概要42ページ、体育振興費で、障害者スポーツの取り組みについてのご質問でございました。

障害者スポーツの取り組みといたしましては、平成30年度には温水プールで年2期、障害児の方と保護者または介護者の方を対象にスキンシップ水泳教室を実施してございましたが、平成31年度につきましても同様に実施していく予定でございまして。

またニュースポーツなどで今後高齢者や障害を持った方、健常者が一緒に参加しやすい手法の検討を取り組み始めたところでございます。

以上でございまして。

○森西正委員長 有場課長。

○有場保健福祉課長 それでは、保健福祉課に係りますご質問にお答えいたします。

まず予算概要64ページ、妊娠出産包括支援事業に関するご質問でございまして。

妊娠出産包括支援事業におきまして支援が必要な方の割合ということでございまして、これは平成29年度の数値でございまして、妊娠届出数が841件に対して154件、おおよそ18%を要経過観察として支援等を実施してきたところでございまして。

続きまして予算概要64ページの健康せつ21推進事業にかかわりまして、職員の健康ということでございまして、職員の健康管理につきましてはこれまでも庁内の階段利用であったりとか、職場体操、また今年度につきましては保健福祉課のほうで健康マイレージ事業を進めるに当たりまして、同時並行で人事課のほうでも職員向けに株式会社タニタヘルスリンクと提携して歩数計を使った健康管理に取り組んでいるところでございまして。職員の健康管理という点では人事課の所管になるかとは思いますが、7月以降、庁内が敷地内禁煙化するというところで、こちらのほうにおいても従来から行っている取り組みでございまして、人事課のほうでは禁煙サポートの情報であったりとか、そういうものを提供したりということはさせていただいているかと思っております。

7月以降の取り組みに関しても、保健福祉課としましてはこういった人事課等関

係各課と連携して、職員の健康管理という点で取り組みに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、予算概要64ページ、感染症予防事業に関しまして、高齢者肺炎球菌の件でございます。

高齢者肺炎球菌の予防接種の費用の助成についてでございますが、これにつきましては65歳になる年度の方を対象としておりますが、平成26年度から平成30年度までは経過措置として65歳以上の5歳刻みの年齢の方も対象としていたところでございます。しかし今般、国におきまして検討の結果、この経過措置を平成31年度以降も5年間延長されることとなりました。本市におきましても引き続き事業継続をすることとしております。

これまでの本市での平均の接種率ということで、大体5割弱ということで把握しております。これにつきましては北摂近隣市と比較しても高い接種率であると認識しております。ただ、全体的にはやっぱり5割しか受けてないということで、さらなる取り組みということで国のほうでも検討されたかと思えます。この5年間、本市におきましては個別に対象者の方に通知などをさせていただいております。こうした取り組みが功を奏し、比較的高い接種率になったかと思えます。

今後につきましても継続してそういった取り組みを進めてまいりたい。あわせて広報誌での周知等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森西正委員長 飯野課長。

○飯野環境政策課長 質問番号10番、飼犬等保護管理事業に関するご質問にお答えいたします。

所有者不明猫避妊・去勢手術助成金の実績でございますが、平成30年度はここまで91件の申請がございました。実施初年度の平成28年度が77件、平成29年度が87件と毎年コンスタントに申請がなされておることから、非常にニーズの高い助成金であると認識しております。

また、多頭飼育への対応でございますが、犬や猫の多頭飼育につきましては、ペットの十分な世話ができなくなることで飼育放棄や動物虐待につながるケースが問題になってきております。また、清潔な環境の確保が難しくなり、鳴き声やにおいなどで周辺に迷惑をかけることも大きな問題でございます。そのため、それらの事態を未然に防ぐため、犬や猫を一つの場所で10頭以上飼育する場合には大阪府に届け出ることが義務づけられております。

本市におきましても、これまで苦情や相談を受けたことがございます。多数の犬や猫を飼育されておられる家庭があることは認識しております。それらの場合、餌やふん尿の処理、避妊・去勢手術の依頼など、飼い主に対して適正飼養の指導を行っております。

続きまして質問番号10番、環境美化事業に関するご質問にお答えいたします。

環境美化推進地区における課題ということでございますが、やはり環境美化意識をいかに向上させて根づかせるかということであると考えております。平成30年度は環境美化推進地区において2回の街頭啓発と5回の清掃活動を実施し、啓発に努めてまいりました。

地区指定以降、清掃活動を継続的に実施してきた実感といたしまして、地区指定前と比べますとポイ捨てされるごみの量は確実に減少してきたように感じておりま

す。しかしながらまだまだ十分とは言えない状況でございますので、平成31年度も継続的に環境美化推進地区における定期的な清掃活動の実施を予定しております。

そのような地道な活動を辛抱強く継続することで、環境美化意識の向上と定着を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森西正委員長 三浦課長。

○三浦環境業務課長 それでは質問番号11番、レジ袋無料配布中止協定の取り組みの結果につきましてご答弁させていただきます。

レジ袋無料配布中止協定につきましては、北摂7市3町と北摂7市3町にスーパーの店舗を持つ9事業者がごみの減量化と温室効果ガスの削減を目的として平成30年4月1日に締結したものでございます。

6月1日からレジ袋の無料配布を中止いたしました。

摂津市内では阪急オアシス千里丘店とライフ正雀店が取り組んでございます。

結果につきましてですが、2店舗合わせではございますが、取り組み前のマイバッグ持参率につきましては41%程度でございました。取り組み直後の6月には68%、7月以降は70%を超えており、直近の報告をいただいているもので12月では72%となっております。

以上でございます。

○森西正委員長 スクラッチカードの件は、吉田部参事。

○吉田市民生活部参事 それでは予算概要78ページ、スクラッチカード発行业務についての平成30年度の総括についてお答えさせていただきます。

スクラッチカードに関しましては本事

業3年目ということで、毎年楽しみにしているお客様がいるなど、スクラッチカードの事業取扱店からお聞きしております。また、そういうことで利用されている方が定着していると、アンケートの中で回答いただいております。

特にスクラッチカードの特徴なんですけれども、当たり券の取り組みだけではなくて、はずれ券を活用した、利用者にサービスを還元する仕組みという店舗が昨年度同様、平成30年度117店舗ございまして、その事業が一定、取扱店に支持されていることが伺えるのではないのかなと考えております。

本年度、特別賞の仕組みも見直させていただきまして、景品から商品券にすることで利用率がアップしたり、小規模店舗への需要喚起が促せたということは評価できますが、来年度の課題といたしましては、特別賞の当たり方が非常にわかりにくいというようなご意見もございましたので、そういう課題解決に向けて行っていきたいと考えております。

次年度に関しましては夏ごろに実施させていただきまして、小規模店舗への消費喚起を促し、10月から始まる商品券発行业務につなげていけたらと考えております。

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 では2回目、質問させていただきます。

文化スポーツ課の障害者スポーツにつきましては、これは要望とさせていただきます。ニュースポーツの検討をしていただけるということで、人との交流というのに、やはり文化やスポーツというのは大変有効だと思っております。また、障害児の方たちが本当にスポーツを楽しめる場所の

提供というのにも必要だと感じております。健常者の方と交流の場がどんどんと広がっていくことを期待しておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

それから保健福祉課の妊娠出産包括支援事業についてでございますけれども、妊娠がわかってその面接をしていただいた人数、平成29年度が841名、その中で154人の方が少しケアの必要な方だということでございました。まだまだ途切れない児童虐待のニュースというのがあります。先日はやけどをした2歳児の子どもの体にラップを巻いていたという親がいました。これはもう本当に育児放棄なんだというふうを感じる次第でございます。

妊娠出産から育児までの悩みとか、どうして育児をしていかなきゃいけないのかという負担感、こういったことに対しまして、親子に対する切れ目のない支援をするための子育て世代包括支援センターというのが、今、全国でも展開され、広がってまいりました。2020年までに各自治体が設置をすることを目指しております。摂津市としてどのような内容を今後検討されているのかについてお聞きをしたいと思います。

それから64ページの健康せつつ21推進事業につきましてはさまざま、階段を歩く、体操をする、そういったことをサポートしていただいているようでございます。

喫煙者数は全国で、成年人口に対して18%ぐらいだということです。

職業別で見ますと看護師の喫煙率というのが随分高いそうです。これはやはり24時間交代勤務であったり、人命を預かる仕事という緊張感からなのかもしれません。そういうふうに見ますと、職員でいけ

ば消防職員の方もそういった緊張感のある、また交代勤務でという仕事なのかなというふうに思います。たばこが吸えないというストレスだけがたまらないように、どうか、庁内禁煙の実施については、時間もまだありますので、職員の健康も含めた取り組みとなりますよう、これは要望とさせていただきます。

それから感染症予防につきましては、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種が継続となりました。個別対応した結果で5割弱、随分と北摂の中では高いという数字で実施をしていただいたこと、本当に感謝したいと思います。今後引き続き5年間よろしくお願いをしたいと思います。これも要望でございます。

それから飼犬等保護管理事業についてお答えをいただきました。

動物愛護法は5年に1度不備があれば法の改正をされるということで、2018年改正をされる予定なのですが、少し今おくられているようです。

今、日本は空前のペットブームで、ペット産業は1兆4,000億円を超えるそうです。年間約80万頭の犬猫が流通をし、その傍らで殺処分というのは徐々に減少傾向ではあるものの、2016年は犬猫合わせて5万5,998匹、2017年は4万3,227匹と、初めて5万匹を下回りましたがけれども、これは実態としては愛護団体がそういう犬猫を引き取っているというようなこともあるそうです。そういうところもまただんだんと、今、いっぱいになってきているというのがございます。

殺処分というのは安楽死ではありません。コストを抑えるために二酸化炭素ガスを用いた窒息死です。ガスで満ちた部屋で10分から15分の間もがき苦しみが

ら息絶えていく、それでもガスで息絶えられなかった犬猫は生きたまま焼却される、これが実態ということなんです。できる限り苦痛を与えない方法とはやっぱり言えないのではないのでしょうか。出産の管理、これをしっかりと私たち人間がやって、無駄に殺される猫をふやさない、こういうためにもこの去勢手術の助成、随分とニーズがあるというふうなお答えもございましたので、今後とも引き続きお願いをしたいと思います。

また、災害時におきましてはこの避難所でのペットの扱い方というのも、これからは課題になってくると思います。多頭飼育の情報については適切な指導をお願いして、要望とさせていただきたいと思います。

それから環境美事業につきましては、美化推進、一つ一つやってキャンペーンもしていただいて、美化の意識を根づかせようと努力していただいていると思います。

千里丘駅前にも私たち、朝、立っております。吸い殻等も随分減ってまいりましたが、やはりまだちらちらと残っているのが実態ということはおよくご存じのようでございます。さらなる周知が必要でございます。保健福祉課と連携をしたキャンペーンなど、これからも継続をしていただいて、推進のほうよろしくお願いをいたします。これも要望でございます。

それからごみ減量化の啓発ということで、マイバッグの持参率が随分と上がってきているようです。まだ摂津市内は2店舗でございますので、まだまだこれからかなと思うんですけれども、今、環境省はプラスチック資源循環戦略案ということで、2030年までにプラスチック排出量25%削減を盛り込まれています。ことし6月にG20が開催をされます。この大阪で

その中で政府方針というのを表明しようということも、今、検討されております。今、マイクロプラスチックというのが海洋汚染としての本当に深刻な問題となってまいりました。この戦略案の中で注目されるのがレジ袋有料化の義務づけ、全国一律でやろうかというようなことが入っているようでございます。有料化や使用禁止は、今、世界では約70か国にも広がっており、使用抑制というの世界的な流れとなってまいりました。国内で使用されるレジ袋というのは年間で450億枚とも推定をされておまして、この使用抑制というのは経費削減にもつながるのかなと思っております。

そこで市として取り組めることを始めてはいかかかと思っております。例えば市内であれば摂津市母子福祉会が運営する売店のレジ袋、こういったものをなるべく使わない。また市内でいろいろなイベントがございます。お祭りもあります。そういうところにマイバッグの持参というのをPRしていくとか、また、学校の行事そして自主防災訓練等で体育館に入る際にレジ袋を配っていただいている。これは本当に助かるんですけれども、こういうのも使用するのをやめていこうとか、こういった形で啓発運動の拡大に取り組んでいただくことを要望しておきたいと思っております。

それから産業振興にかかわることでございます。

最初に歳入の件、中身わかりました。7割程度を予測しての歳入で、もしもっと必要であれば予算の補正をしていただけるのかなと思っておりますけれども、商品券発行事業、小さいお子さんたちがどれぐらい期待をしてくださるかというところもあるかと思っております。

10月1日に消費税が上がって軽減税率という制度もございます。これは食品がほぼ8%のままですけれども、それ以外のものでもやはり負担感がないようにという商品券の取り組みでございますので、本当にたくさんの方に利用していただけたらなと思っております。また、セッピースクラッチのカードについても、先ほどご答弁いただきました。7月から始まり、楽しみにしてくださってる方が、ちょっと前倒しになりますけれども、その後の10月からの商品券販売につながって中小小売店の活性化にもつながるように、また最大数の方にご利用いただければ市の経済効果にもやっぱり貢献できる事業かと思っておりますので、どうかそういった工夫を今後ともよろしく願いして、これも要望とさせていただきます。

以上です。

○森西正委員長 それでは1点ですね。

有場課長。

○有場保健福祉課長 それでは、子育て世代包括支援センターにかかわりますご質問にお答えいたします。

近年、ライフスタイルの変化等によりまして、子育てに対する負担感というか、そういったものが増してきていると感じております。委員がご指摘のとおり、最近におきましても子どもへの虐待に関する大変痛ましい事件が報道されたところでございます。こうした事案に対しまして適切に対処していくためには、妊娠、出産、子育ての期間を通じて妊産婦や子どもを取り巻く状況を継続的かつ一元的に把握しまして、問題の早期発見あるいは予防的なかかわりというものを持っていく必要があるかと考えております。

現在、本市におきまして、保健福祉部や

教育委員会を中心に、庁内で連携をとりながら切れ目のない支援ということを意識しまして各事業を展開しているところでございますが、子育て世代包括支援センターの設置に当たりましては、利用者の視点で切れ目のない支援を実施していくという必要があるかと思っております。そのためには各関係機関の連携に加えまして妊産婦等から包括的に相談を受けるための体制づくりや、妊産婦等の情報の共有を円滑に行うための仕組みづくり、また妊産婦の孤立を防止する取り組みなどが必要であると考えております。

現在、子育て世代包括支援センターにつきましては平成32年度の開設を目指しまして、関係各課で協議を進めているところでございます。非常に重要な案件となりますので、本市の子育て施策の大きな改善につながるよう検討してまいりたいと考えております。

具体的な支援メニューにつきましては今後の協議の中で検討していく課題と考えておりますが、一般的には既の実施しています妊婦の全数面接であったりとか、妊産婦の孤立感を防ぐための産前産後サポート事業、産後ケア事業等がございしますが、今後の検討課題ということで考えております。

以上でございます。

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ありがとうございます。

3回目、要望で終わらせていただきます。

いろいろと庁内でこれからの連携をしながら、本当に切れ目のないというふうにつなげていただけたらなというふうに思っております。

となりの吹田市の例を挙げますと、市内・市外の病院を利用した産後ケア事業を

取り入れておられます。宿泊型そしてデイサービス型、この二つがありまして、いざとなればショートステイのように少しそこで泊まることもできるような形がございます。摂津市民も吹田市民病院や済生会吹田病院を利用することが多いことから、産後ケアの受け入れということも今後交渉していただけたらなと思っております。

もう一つは産後家事支援事業というのもございました。これはヘルパーというような形でそのご家庭に行って、買い物、掃除、またおむつがえ、そういったことをするような、こういった事業がございまして、家事のお手伝いというこういう事業でございました。こういう本当に手厚くて、今、吹田市は、もうこれ以上することがないというぐらいの細かいメニューがあるそうです。メニューが多いだけで何を使っているかわからないというのも、これも一つ課題です。先ほど言われたように本当に利用者の視点に立ったということが随分大事かと思えますし、また、予防というのがやっぱり大事であって、こういうふうに孤立化させないということが大事です。そういう意味では摂津市はいろいろと行くところがあると、私も妊婦の方からもよく聞きます。摂津市は子育てが本当にしやすいです。地域も狭いですから行くところもたくさんあってありがたいですというお声もございます。そんな中でもやはり手厚くしてあげなければならない今の環境というのを十分に考慮して、子育てで孤立しないように、そして安心して子育てができるような切れ目のない支援体制の構築、これをしっかり整えていただくよう要望して私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○森西正委員長 それではほかにござい

ますか。

増永委員。

○増永和起委員 おはようございます。お願いします。

質問をできるだけ各課に分かれるような形でやっていきたいとは思っているんですけども、質問の内容によっては課にわたるという分もありますので、質問番号のほうでお答えいただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいいたします。

ページ数は全部予算概要でやりますのでよろしくお願いいいたします。

まず質問番号1番、22ページの防犯カメラ設置事業、自治振興課にかかわるものです。

防犯カメラについては、この間さまざま、他の委員からも質問がありました。たくさん設置をするということについて私としては懸念も持っているところであります。防犯カメラ設置についても一度お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

2問目、42ページ、体育施設維持管理事業、文化スポーツ課ですね。旧味舌小学校跡地体育館建設実施設計委託料です。これもさまざま、委員からの質問がありました。ちょっと気になっているのは大阪府との調整についてです。どういう状況になっているのか教えていただきたいと思っております。

それから3番目です。42ページ、体育施設管理事業、同じく文化スポーツ課。これは指定管理が今回シルバー人材センターから株式会社が変わっていると思っております。その変更に伴って使用申請の受付場所が変更されると、味生体育館でということになると思うんですけども、私はうちの近くになるので便利になりますけれども、別府の地域の味生体育館、かなり交通の便

利さということでは問題があるかなというふうにも思いますし、これについてプロポーザルでこの株式会社に決めたわけですけれども、一体どういうことが決め手でこの株式会社を選ばれたのか。市民にとっての利便性ということが、一つは観点にあると思うんですけれども、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから4番目です。46ページ、生活困窮者自立支援事業、生活支援課です。先日、私も相談を受けていた方がこの生活困窮者自立支援のほうで相談をして、大変助けていただきました。本当に電気もガスもとまるんではないかというような状況があったわけですけれども、大阪府社会福祉協議会の社会貢献事業と結んでいただきまして、その危機を脱することができたというふうなことだったんです。本当にありがたかったなということで、その期間を乗り越えたら、その後は自立してやっつけはるというような状況ですので、生活保護にというような形ではなかったんですけれども、大変スピーディーに解決していただけて助かったと思っております。相談件数だとか、どんなものがあるのかというようなことであるとか、この社会貢献事業とはどんなものかとかいうふうなことについても教えていただけたらと思います。

それから5番です。62ページ、生活支援課、生活保護事業、これは、生活扶助基準が2018年から3年間かけて引き下げということで進んでいると思います。今年度の見込みというのは10月からなると思うんですけれども、どうなるのかということについてお聞かせください。

6番、46ページ、高齢介護課、せつつ高齢者ががやきプラン推進事業、これもいろいろと質問が出されておりました。これ

の策定の今後のスケジュール、でき上がりはいつなのかというようなことについて教えていただきたいと思います。

それから7番、これも高齢介護課です。高齢者日常生活支援事業、高齢者移送サービス委託料、48ページですね。これも他の委員からも質問がありました。車の台数が4台でちょっと足りていないのではないとか、いろいろそういうお話もあったわけなんですけれども、これを利用できる対象者ですね、これはどういう方なのかということについてお聞かせください。

8番です。48ページ、高齢介護課。高齢者日常生活支援事業、高齢者民間賃貸住宅家賃助成費、この金額が減っていているように思います。この間の利用件数はどうなっているのでしょうか。家賃補助は大変喜ばれる制度だと思うのですが、高齢介護課としてはどういう認識を持っておられるのかお聞かせください。

9番目、高齢介護課です。48ページのひとり暮らし高齢者等安全対策事業、緊急通報装置設置委託料、これは何人もの委員から質問が出ておりますので、必要な人がふえておりますし、要件を見直すというふうなことも指摘がありました。たくさんの方が使ってもらえる制度にすべきだと思いますので要望としておきます。

それから10番目、これも高齢介護課です。48ページの介護予防・ふれあい事業、ふれあい入浴助成補助金、これも既にお話が出ておりました。お風呂が大変需要があるのに、お風呂屋さんがないというふうなことは藤浦委員は安威川以北のお話をされておられましたけれども、以南も同じでございます。どこにも行くところがなくて、歩いて遠くまで行って、汗だくで帰ってくるというふうなことは何人からもお聞き

をしているところですので、やはり摂津市内全体でお風呂の問題というのは考えていかなければいけないことだと私も思っております。せつつ桜苑の入浴サービスをもっと活用できないかというお話だったと思うんですけども、このせつつ桜苑の社会福祉法人成光苑は、福知山市で福祉バスの運行もされているというふうな情報もありますし、せつつ桜苑だけではなくて、ほかにもふれあい入浴サービスもやっておられると思いますので、社会貢献事業とか、いろいろな立場から、またそういうふれあい入浴をやっているところだけではなくて、ぜひこれも市として考えていっていただきたいというふうに思いますので、これも要望としておきます。

11番、障害福祉課です。50ページの老人医療費助成事業、重度障害者医療費助成事業です。医療費の自動償還が行われるための印刷費などであるというふうに聞いています。この自動償還の内容、時期、対象、周知をどうするのかということをお教えいただきたいと思っております。

それからこの医療費の窓口負担については、大阪府の助成削減で医療機関だけではなくて、薬局でもお金を払わないといけないとか、上限額が上がっているとかいうことで、負担がふえていると思っております。その実態はどうなのか。そして対象者も今までと変わって外れる方、老人医療のところでは入っていたんですけども、今後外れるという方がいらっしゃると思うんですけども、どれぐらいいるのかお教えいただきたいと思っております。

そして精神障害者の重度の方等が入れるというふうなことで、新たにふえる人もあるというふうに聞いておりますけれども、これもどれくらいなのか、教えてく

ださい。

12番です。これも障害福祉課です。54ページ、声の宅配サービス事業委託料、これはどういう事業で、現状はどうなっているのか、教えてください。

それから13番、保健福祉課、64ページの妊娠出産包括支援事業、今、福住委員のほうからご質問があつて、その中でいろいろなことを教えていただきました。2019年度に向けての市長の市政運営の基本方針の中で、男女共同参画センターに相談員を1名増員するというような内容のことが言われていたと思っております。虐待とか、そういう問題について、またDVと児童虐待というのは非常に密接に絡んでいるというふうなこともございます。どんなふうなネットワークということで今、保健福祉部と教育委員会のネットワークというふうなことでお聞かせいただいたんですけども、男女共同参画センターとか、ほかのネットワークはどんなふうに広がっているのかというふうなことも含めて、ここを聞きたいと思っております。よろしくお願ひします。

それから14番です。64ページのがん検診事業、同じく保健福祉課です。

乳がんと子宮がんの検診についてお尋ねしたいのですが、がん全体の受診率のお話はさきにもありました、私は乳がん、子宮がん、ここについて特にぜひ進めてほしいという思いも持っておりますので、女性議員が少ない中で私が言わなあかんかなと思っておりますのでお尋ねするんですけども、この同時受診というのができると非常にいいんじゃないかと思うんですけども、受診しやすいようないろんな工夫というのをしているかと思っておりますが、今の状況がどうかをお聞かせく

ださい。

15番です。環境業務課、70ページのごみ収集処理事業、これもほかの質問もありましたけれども、今回の災害時の対応、本当に職員の方々、頑張っていたというふうに思って感謝をしているところでございます。やはり直営の職員の値打ち、公務員の皆さんの値打ちというのは非常に大きいというふうに改めて感じています。その前の質問の中で、新たな分別収集の関連で委託がふえたというふうにお聞きをしました。直営と委託の割合は今どうなっているのか、教えてください。

それから16番です。環境業務課、ごみ収集処理事業、70ページですね。同じ項目ではありますが、これは私のご近所のお話なんですけれども、私の近所に外国人の方が越してこられたんです。ごみの出し方をよく理解をされていないのかなと思うんですけれども、ちゃんと中身を洗ってあるペットボトルだからそんなに迷惑ではないんですけれども、自分のところのおうちの前にためたやつをずっと出しておられるんですが、ステーションに持っていくということがわかっていないんだろうと思うので、そこにずっとそのままある状態なんです。私も伝えようと思って何度かお訪ねをしようと思ったんですけれども、割と朝早くから、夜そんなに遅くはよう訪ねませんので、帰っていらっしやらないような形で、まだ顔は合わせていない、割と最近に越してこられた方なんですけれどもね。こういう外国人の方への対応というのはどんなふうに周知をされているのか教えていただきたいと思います。

それから17番、76ページの労働相談事業、産業振興課です。

ブラック企業とか、ブラックバイトの問

題、たくさんいろいろと報道もあります。そういう中で日本共産党としてもこの問題を取り上げて、労働相談のことについてもお聞きをしてきたところなんです。今、安倍政権のもとで働き方改革の名前で長時間労働を合法化するという、こういう法律が強行採決されました。また、コンビニオーナーとフランチャイズの問題なども今報道をされています。さまざまな労働問題というのが今社会現象化してきていると思うんですけれども、相談はどのようなものがあるのか、教えていただきたいと思えます。

18番です。産業振興課です。78ページ、産業振興アクションプラン推進事業、このアクションプランをつくるために調査をいろいろとさせていただいたと思えます。以前の調査と違って新しい項目として入れたものがあればお聞かせください。

それから19番、最後です。78ページ、同じく産業振興課の南千里丘分室管理事業、これについてもほかの委員からの質問があり、この分室の活用を進めていく方向だというふうにお聞きをいたしました。そこでぜひ、これは前にも言ったと思うんですけれども、この産業支援ルーム、この活用をこれからさらに進めていくということであれば、この南千里丘分室に摂津市のそういう場所があるんだよという看板をやはりつけるべきではないのかなというふうに思いますので、見解をお聞かせください。

1回目は以上です。

○森西正委員長 それでは、答弁をお願いします。

丹羽課長。

○丹羽自治振興課長 それでは、自治振興課にかかわりますご質問にお答えをさせ

ていただきます。

質問番号1番、予算概要22ページ、防犯カメラ設置事業に関連しまして、防犯カメラ設置についての考え方にお答えさせていただきます。

本市は、みんなが安全で快適に暮らせるまちを目指して、摂津警察署、防犯協会やセーフティパトロール隊、子ども安全見守り隊など地域での防犯活動を推進しております。また、平成25年度から防犯カメラ設置事業を行い、市内の犯罪件数は減少の傾向でございますが、街頭犯罪がまだまだ後を絶たない状況でございます。

防犯カメラの設置につきましては、摂津警察署、市民の方々のご要望を聞きながら設置等を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森西正委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 それでは、文化スポーツ課に係ります2点のご質問にお答えいたします。

まず、質問番号2番、予算概要42ページ、体育施設維持管理事業、旧味舌小学校跡地での体育館建設について、大阪府との協議状況の質問にお答えいたします。

まず旧味舌小学校跡地が体育館建設に当たっては制限がかかる地域であるため、緩和の手法について大阪府と協議が必要ということで協議を行っているところです。平成30年度では、大阪府に、新体育館についての基本設計に向けて関係法令を踏まえた体育館の機能を検討しており、機能、規模の概要ということについての説明をしております。その後、地元自治会の方にその内容について説明したことで、また先日、地元説明会も開催させていただきました。その中でご意見をいただいて、

市の考え方というのをお示しさせていただいたということについても大阪府に報告はさせていただいております。大阪府から特段そのことについてどうというお話はございませんけれども、実施設計を来年度考えておりますので、また年度内にもう一度、それに向けての状況を報告させていただくというような状況でございます。

続きまして、質問番号3番、予算概要の42ページ、体育施設管理事業につきまして、平成31年度から5年間についての、指定管理者の選定についてのご質問にお答えいたします。

まず、指定管理者の選定につきましては、公募で応募いただいた団体につきまして、選定委員会での選定基準といたしまして、項目が幾つかございました。一つ目は指定管理者の適正について、二つ目が摂津市立体育施設の管理運営体制について、三つ目として地域利用者の対応について、四つ目として自主事業のことについて、五つ目として管理運営計画の効率性についてといった選定基準の中で応募された団体について選定をした結果、株式会社エスエスケイに指定をするという形になっております。

以上でございます。

○森西正委員長 松木課長代理。

○松木生活支援課長代理 それでは、質問番号4番、予算概要46ページ、生活困窮者自立支援事業についてお答えさせていただきます。

まず本市の今年度における平成31年2月末日現在の生活困窮者自立支援事業の実施状況でございますが、新規相談受付件数が148件、うちプラン作成件数が38件となっております。

相談内容については、昨年度までと比較

して緊急性の高い相談が増加しており、食料や手持ち金が僅少な世帯に対し、ふーどばんく O S A K A や大阪府社会福祉協議会の社会貢献事業等を利用し、支援を行う事例や住居喪失のおそれのある世帯に対しましても関係機関と連携して、居宅設定の支援等も行っております。

また社会貢献事業の内容でございますが、一時的な困窮状態により食べるものがない、家賃や光熱水費の支払いが難しいなどの状態に陥っている方に対し、現物支給で経済的支援を行うものでございます。

続きまして、質問番号5番、予算概要62ページ、生活保護事業についてお答えさせていただきます。

生活保護基準の見直しにつきましては、生活扶助基準を平成30年10月から3年間にわたり段階的に見直し、影響を一定程度に抑える観点から、減額となる場合は見直し前の基準額から減額幅を5%以内とするというふうになっております。しかし、施行2年目及び3年目以降の基準額については、今後の社会経済情勢等により変更があるとされておるのが現状でございます。

以上です。

○森西正委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 それでは、高齢介護課にかかわります3点のご質問にお答えいたします。

質問番号6番、せつつ高齢者かがやきプランの策定スケジュールでございます。このプランは3年ごとに策定しており、次の第8期計画は2021年度の開始となっております。策定スケジュールでございますが、2019年度には、国から示される介護予防・日常生活圏域ニーズ等の調査を市民対象に実施することとなっております。

その結果を踏まえまして、2020年度には改めて認定者数や必要なサービス見込み量を推計し、次の3年間に向けて審議会で議論を重ねて策定作業に入っております。

続きまして質問番号7番、高齢者移送サービスでございます。このサービスの対象者は65歳以上で、介護保険の認定が要支援1以上、外出時の移動が車椅子によらなければならない方の全てに該当される方でございます。

続きまして、質問番号の8番、高齢者民間賃貸住宅家賃助成費についてでございます。

この助成件数の実績についてでございますが、平成25年度は273件、平成26年度は271件、平成27年度は239件、平成28年度は252件、平成29年度は260件となっております。なお、平成30年度は2月末現在でございますが、257件となっております。最終は平成29年度と同じ程度の実績になると予測しております。平成30年度は震災がございまして、市内転居の方が見受けられたと聞いております。実際に窓口では、今後住み続けるのが不可能として立ち退きを要請され、転居に至ったという話もあったとこのことでもございました。この助成事業につきましては、高齢者が安心して住み続けられる住まいの確保策として非常に役立っていると考えております。

○森西正委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 障害福祉課にかかわりますご質問にお答えさせていただきます。

質問番号11番、予算概要50ページ、老人医療費助成事業、重度障害者医療費助成事業についてでございますけれども、ま

ず自動償還の内容、実施時期、対象者、周知方法でございます。自動償還の内容といたしましては、月額上限額を超えて医療機関等に支払った医療費についての償還の方法になります。これまでの償還の方法では、ご自身で医療費を把握していただき、領収書などの必要書類を添付の上、市役所窓口や郵送において手続をしていただき、その後、指定の口座に支払いを行ってまいりました。自動償還では、医療機関等で支払った金額を市において把握することによりまして、この月額上限額を上回って支払った金額につきまして、該当者に通知を行います。その後、申請に基づきまして、後日指定の口座にお支払いをいたします。

実施時期でございますけれども、自動償還を実施するためには、システムの改修が必要となつてまいります。平成31年度は、全庁的な基幹システムの更新が予定されておりますことから、この更新に合わせて自動償還システムに関しましても導入を予定しております。このことから自動償還の開始時期につきましては、全庁的なシステム更新時期と同様の時期と考えております。

対象者につきましては、重度障害者医療費助成及び老人医療費助成の経過措置期間中の方で月額上限額を超えた方となります。周知の方法ですけれども、自動償還の開始時期にもよりまして、受給者証更新の通知とあわせて案内するなど、対象者には個別に案内をすることを考えております。

また、広報誌やホームページなども活用し、幅広く周知を図ってまいりたいと考えております。

福祉医療費助成制度の再構築による窓口負担の状況でございますけれども、窓口

負担の状況といたしましては、現在、受給者の窓口負担額を市のほうでは把握しておりませんことから推測にはなっておりませんが、月額上限額を超えたことによる還付の申請件数、こちらが平成29年度の障害者医療費助成では、大体月10件程度であったところが、平成30年度の重度障害者医療費助成では、月20件程度と倍になっておりますことから、窓口負担については、ふえていていると考えております。

老人医療費助成の経過措置が終了することにより、対象外となる人数でございますけれども、現在経過措置として老人医療費助成を受けられている方が336名でございます。この方々が対象外となります。福祉医療費助成制度の再構築により新たに対象となった方の人数でありますけれども、再構築によりまして、64歳以下の精神障害者保健福祉手帳1級所持者及び難病法の助成対象者のうち障害年金1級、または特別児童扶養手当1級該当者が新たに対象となっております。現在、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の新たな方が28名、難病法の助成対象者の該当者が1名、この方々が新たな対象となっております。

続きまして、質問番号12番、予算概要54ページ、声の宅配サービス事業委託料の内容と現状でございますけれども、声の宅配サービス事業の内容につきましては、視覚障害者等の社会参加の促進と福祉の増進を図ることを目的とし、広報せつつ、せつつ議会だより、せつつ社協ニュースなど地域生活において必要な情報を音声として吹き込み、視覚障害者等に送付しているものであります。現在、社会福祉協議会と委託契約を締結し、市内の二つのサークルにおいて各月ごとに音声吹き込みを行

っていただいております。現在、声の広報等をお届けしている人数につきましては11名となっております。

以上でございます。

○森西正委員長 有場課長。

○有場保健福祉課長 それでは、保健福祉課にかかわりますご質問にお答えいたします。

質問番号13番、妊娠出産包括支援事業にかかわりまして、子育て世代包括支援センターに関するご質問でございます。

先ほど福住委員に対する答弁で、子育て世代包括支援センターは、保健福祉部と教育委員会のほうで協議しているということで答弁させていただきました。しかしながら、子育てに関する相談の中には、当然子どもの発達に関する相談もございますが、その中には親の養育能力といいますか、そういったものに問題があるケースも多々ございます。そうした中で、当然DVが問題になってきたりとかいうケースも多々ございます。実際にそういったケースに対応するに当たりましては、人権女性政策課の職員と、保健福祉課の保健師がともに連携して対応に当たっているというケースもたくさんございます。DV防止のネットワークなども市内にございまして、そこで双方連携をとったりとかいうこともございますし、教育委員会主催の子育てに関する会議もたくさんありますが、そういったところで人権女性政策課と顔を合わすような場面もたくさんございます。こうした中で情報連携に努めているところでございます。

一般、地域福祉計画が上位にきたということでご説明させていただきましたけれども、こういった相談内容というのが、それぞれの制度別とか、分野別の枠組みの中

にどうしてもおさまらないケースがたくさんございます。実際の相談の中では、やっぱり包括的に対処していくということが非常に重要になってくるかと思えます。そういう意味で、地域福祉計画は上位にあるのだろうと考えております。子育て世代包括支援センターの設置、構築を進めるに当たりましては、関係各課で、こういったことを意識しながら進めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号14番、がん検診事業、乳がん・子宮がん検診の件でございます。

乳がんにつきましては、保健センターにおきまして、年間29回の日程を組みまして、これはバス検診なんですけれども、実施しているところでございます。子宮がん検診につきましては、年間12回のバス検診のほか、市内二つの医療機関で個別検診に対応しております。その他、吹田市と茨木市の両医師会の協力を得まして、両医師会の傘下の個別の医療機関での受診も可能でございます。乳がんと子宮がんをセットで受診できる日でございますが、子宮がんの検診日の12回がそれに対応しております。その他、大阪がん循環器病予防センターにおきまして、乳がんと子宮がんともにセットで受診できるということでございます。乳がんと子宮がんのセットで受診できる日につきましては、やはり希望者がどうしても多くなりまして、実際予約がとりづらい状況にあるというふうに認識しております。乳がんにつきましては、これまでも大阪がん循環器病予防センターへの委託、検診枠をふやすなどの検診機会の拡大に取り組んでおりますが、依然としてそういった状況にあるというふうに認識しております。乳がん・子宮がんの検診

の受診率につきましては、大阪府の平均は上回っておりますものの目標には至っていないという状況でございます、引き続き検診体制の充実について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森西正委員長 三浦課長。

○三浦環境業務課長 それでは、環境業務課にかかわりますご質問にお答えいたします。

質問番号15番、ごみ収集の委託状況についてのご質問にお答えいたします。

平成29年度末の状況ではございますが、まず可燃ごみ及び不燃ごみの収集につきましては、委託が66.4%、直営が33.6%となっております。

また、びん・缶につきましては、99.2%、ペットボトルにつきましては、99.7%が委託となっております。

一方、古紙・古布につきましては、100%直営で収集しております。また、昨年10月から分別収集を始めました蛍光灯などの水銀使用製品一般廃棄物につきましても100%直営で収集しております。

続きまして、質問番号16番、外国人へのごみの排出方法の周知につきましてのご質問にお答えいたします。

近年、本市在住の外国の方からのごみの排出方法についての問い合わせの電話等が年に数回ございます。その際には、丁寧にわかりやすく説明をさせていただいております。また、地域担当の職員がおりますので、必要に応じ、直接お会いして説明するなど、個別の対応をしております。なお、市民に配布しているごみの分け方・出し方のチラシにつきましては、外国語版の作成はしてございません。

以上でございます。

○森西正委員長 吉田部参事。

○吉田市民生活部参事 それでは、産業振興課にかかわります3点のご質問についてお答えさせていただきます。

質問番号17番、予算概要の76ページの労働相談でございますが、平成30年度につきましては、2月末時点で10件の相談がございます。主な内容といたしましては、賃金関係、解雇、残業手当、雇用契約、有給休暇、労災、そのほか雇用保険関係に係る相談となっております。

続きまして、質問番号18番、予算概要の78ページのアクションプランの評価検証の調査について、前回項目と新たに項目があるのかということなんですけれども、新たな項目といたしましては、今回国のほうでも外国人の実習生のことが課題となっておりますので、その外国人実習生に関しての雇用関係についてご質問を今回調査させていただいております。

続きまして、質問番号19番、南千里丘分室のことについてでございますが、看板についてどう考えているのかということでございますけれども、まずは南千里丘分室の産業支援ルームの活用を図ることをまず優先してまいりたいと考えております。地域産業のための活動を行う団体が利用していただくために、来年度、平成31年度に関しましては、プレミアム付商品券事業を実施する中で委託業者の方の事務スペースとして活用することも検討しております。

以上でございます。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 では、2回目の質問をさせていただきます。

防犯カメラについては、摂津市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

というのを摂津市もつくっておられます。この中に先ほどおっしゃられたように、街頭などに設置することによって、犯罪の抑止、未然防止を図るといふようなことも、また犯罪発生時に容疑者の特定につながるというふうなことも書かれてはありますけれども、しかしながら防犯カメラは撮影される個人のプライバシーを侵害するおそれもあることから、その設置に当たってはより適正な管理運用が必要となるというふうなことも書かれております。

また、防犯カメラの撮影区域では、防犯カメラの設置及び運用に当たっては、犯罪の抑止効果の向上と個人のプライバシー保護との調和を図るため、撮影区域を必要な範囲に限定しというような文言もございます。防犯カメラを多く設置すれば、それだけでいいという話ではなくて、やはり個人のプライバシー、そういうことについても市はきちんと役割を果たさなければいけないということでもありますので、設置は慎重にということをお願いしたいと思いますので、これは要望としておきます。

続きまして、2問目です。体育施設維持管理事業、文化スポーツ課です。

旧味舌小学校跡地体育館建設について、大阪府との協議も順調に行われているというふうに理解すればいいのかなというふうに思います。ほかの委員のされた質問の中でも、答弁にもありましたけれども、体育館を避難所としても位置づけるというふうなことが大切だということも言われておりました。また、誰でも気軽に利用ができる、そういうことも言われていたと思います。他の委員もおっしゃられてたとは思いますが、隣地を防災空地として残すというふうに市長が言われたわけですが、スポーツのできる誰でも使える

広場として体育館と一体活用ということが望まれているのではないかなと、地域のほうからもそういうお声を聞いております。空地は、文化スポーツ課の所管ではないとは思いますが、体育館と一体としてここを活用していくというふうなことをぜひ庁内で考えていただけないかなというふうに思いますので、これは要望としておきます。

3番です。体育施設管理事業、文化スポーツ課。シルバー人材センターから株式会社へ委託が移った案件です。先ほどのお話で、管理運営の問題であるとか、地域利用者への対応とか、そういうふうなこともプロポーザルの項目の中にはあったと。私もそれは見ましたし、点数がほかのところよりも高かったというのも数字では見ております。けれども、じゃあ、ふたをあけてみたらどうだったのかという問題だと思うんですね。確かにほかの委員のご質問のときに、トレーナーの方を常時置けるとか、そういう利便性というのは前進しているのかなと思いますけれども、使用申請に当たってこういうことが起きるといことは、やはりもっと事前にプロポーザルの段階で、そこら辺までちゃんと詰めた形で話を聞いて、ちゃんとした選定をしていく必要があるのではないかな。市民はびっくりすると思うんです。え、どこに行かなあかんのということですね。そういうこともしっかりと踏まえた活用をしていただきたいと思いますので、これも要望としておきます。

次に、4番です。生活困窮者自立支援事業、生活支援課です。

相談件数、新規がたくさんふえていて、しかも緊急な件がふえているというふうなことで、やはり今の実態というのか、市民の置かれている状況というのがあらわ

れてきているのではないかなというふうに思います。景気が緩やかに回復してきているという話がありましたけれども、それも今ちょっと陰りが出て、下方修正みたいなことも行われているところでもあります。市民の生活実態というのが本当に厳しいところに置かれていると思っております。これは、ぜひきちんと寄り添った形で対応をこれからもしていただきたいと思しますので要望としておきます。

生活保護です。質問は5番となります。生活支援課です。

今まだはっきりしたことが伝えられていないというふうなお話でありましたけれども、私が聞いている情報では、ことし10月からは消費税の影響を考えて、改定率プラスは1.9%だが、生活扶助本体は軽減税率を考えてプラス1.4%というふうに聞いています。非常にわずかなプラス幅だと思います。しかし、これは2018年の10月から3年間かけて引き下げが行われている。その期間の中のわずかな引き上げだということも非常に大きな問題だと思っているんですけども、消費税が上がり、プラスといいながら本体はこの3年間で大きく引き下がっていくということが前提なわけです。また、プレミアム付商品券、先ほどもお話がありました。この低所得者の対象に生活保護の方々は入らないというふうになっています。また、カード決済でポイント還元とかいろいろなことが言われておりますけれども、生活保護の利用者の方々がカードでお買い物というふうなこと、これはなかなかないことだと思いますし、実際にそういうことを活用するということが難しいとも思います。保護利用者の生活は非常にこれからますます厳しいものとなっていくとい

うふうに思います。基準削減をやめて元に戻すよう、ぜひ国に求めていただきたい。それと生活保護の利用者に寄り添った親身な対応を行っていただいて、通院移送費など使える制度の周知徹底や制度利用の援助、こういうものも進めていってほしいと思っています。そのことにつきましては、要望としておきますが、ケースワーカーの増員、これも複数の委員の質問で取り上げられていました。対人支援なので効率化ということはなじまないというご意見もあったと思います。人の増員が必要というご指摘でした。私も同感です。答弁では、対人の支援は効率化は難しいけれども、非正規で事務処理も行って効率化を図るというふうなお話がありました。しかし、ケースワーカーの増員に伴って、非正規の職員が実は減っているのではないのかなというふうに思うんです。以前は、非正規の職員が行っていた仕事を反対にケースワーカーがやっていると、片がわりをしているというふうなことも見受けられるように思います。そういう実態があるのではないのでしょうか、お答えください。

次に、6番、せつつ高齢者ががやきプラン推進事業、高齢介護課です。

今後のスケジュールをお伺いしました。もちろん第6期も同じような進め方になっていたわけですが、その中で第6期末の黒字というのが大幅に出てきて、それが第7期の計画の中には、その金額が反映しないということになったという質問を私が一般質問でさせてもらったわけですが、宙に浮いたお金が3億円もあるじゃないかという話をさせていただきました。また、同じように第8期の計画でも第7期の中で決算時期が来てないから、その分は入れれないんだというふうなこ

とで、やっぱり大きなお金がどんと残ってくるというふうなことになるのではないかなという懸念がございます。この問題に関しては、施設整備ができていいのかとか、いろんなことにもかかわりますので、介護保険特別会計の審査のほうでさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

また減免制度も新たにつくってほしいというようなことも言っております。特別会計のほうでしっかりやりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

質問の7番です。高齢者移送サービス委託料。車椅子の方が対象であるということをお伺いしました。しかし、車椅子の方だけではなくて、今高齢者の足の確保をどうするのかという問題が大きく摂津市全体でニーズが出てきているんじゃないかなというふうに思います。フレイルに関する調査なども行われましたけれども、やはりまだまだ介護を受けるというところにはいかない、その手前の段階でどう元気に過ごしてもらうかというところでは、やっぱりおでかけ支援とか、そういうことについても考えていかなければいけないのではないかな。循環バスの本数が減るというふうなこともありまして、高齢者の方々からももう自転車にはなかなか乗れないんだと、それをどうしていったらいいんだというふうなお声も聞いております。お考えをお聞きしたいと思います。

8番です。高齢者民間賃貸住宅家賃助成費、これも高齢介護課です。

今、お話をお伺いしますと、同じような数字で若干減りぎみなのかなというふうにも思いました。高齢者の方々にはふえているわけですから、今さっきお話にもありましたように、この地震や台風の被害で引っ

越しもふえているというふうなことです。これがもっとふえていかなあかんのじゃないのかなというふうに思いながら数字を聞いていたところがございます。年金は下がって行って、介護保険料や国保や後期高齢者の保険料などは非常に高い。消費税の負担もふえたら本当に暮らしが圧迫されると、そういうお声もたくさんお聞きしています。この家賃補助というのは、非常に喜ばれているいい制度だと私も思っておりますので、新たな周知、これが必要なのではないかなと思っておりますので、そのことについてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、質問の11番、老人医療費助成事業、重度障害者医療費助成事業、障害福祉課です。

新たな制度構築とかいう名前で行われるんですけども、結局削減なんだというのが今のお話を聞いてよくわかりました。今後外れる人は経過措置をされている人ですね、336名というお話でした。なのに、新たにふえる方というのは、精神で28名、難病で1名と、本当に数少ない方しか新たには入らない。この経過措置の方だけではなくて、重度だけに特化をしたという形になりますから、軽度の方々も、今後、今までだったら老人医療で救えていたものがその人たちは対象外になっていく。ここは何人なのかもわからないというふうなことがございます。本当に障害者の方に対して負担がふえていっていると思えます。限度額そのものは2,500円から3,000円にということで、額としてそう大きくないというふうに言われますけれども、そう言われがちですけども、自動償還になるということは非常に前進だと思っておりますので、そのことについては評

価をしているんですけれども、まず一旦は支払わなくてははいけない。しかもそれぞれの医療機関、また薬局でも払わなければいけないということで、一旦する支払いがすごく大きくなるわけですね。こういうことに対しても本当に負担がかかっていると思います。ぜひ府に対して、制度を見直して、負担の軽減とか、外される人が経過措置が終わる前に、そうならないように、要望を市としてもしていただきたいと思っております。この老人医療費助成制度のところは、これで終わりたいと思いますけれども、この府の削減につけ加えて、さらに摂津市は昨年10月末で入院時の食事療養費、障害者の方に出していたものを打ち切りました。入院時食事療養費のシフト先ということで言われていたのが重度障害者等福祉金給付事業と、日常生活用具給付だったと思いますけれども、この制度はどうなっているのか、昨年度の執行状況などを教えていただきたいと思っております。それと入院時食事療養費の廃止の影響、これも教えてください。対象者がどれぐらいだったかということもお願いします。

次に12番です。声の宅配サービス。大変有意義な、大切なサービスだと思っております。ただ、この声の宅配サービス、今、ボランティアサークルに請け負っていたということをお聞きしましたけれども、このサークルが一つ解散するというふうなことを聞いています。担っていく人が減っていくという状況の中で、今後これがどうなっていくのか、どういうふうにお考えなのかということについてお聞かせください。

次に、13番、妊娠出産包括支援事業、保健福祉課のほうです。

保健福祉部と教育委員会だけではなく

て、さまざまなところと連携をとって、ケースごとにしっかりとした対応というのをぜひしていただきたいと思っております。

それとやはり経済的な問題も、若い世帯は非常に大変になってきているなというふうに思うんです。そういう中では、入院助産制度の積極的なお知らせであるとか、それから先ほど、生活支援課のほうの生活困窮者自立支援事業とか、そういうさまざまのところとやはり連携をとって、本当に支えになっていただきたいなと思っておりますので、これは要望としておきます。

乳がん・子宮がん検診、14番です。保健福祉課です。

子宮がんは医療機関でも受けられるけれども、乳がんはバス検診だけしかないということで、子どもを育てながらの若い方々にもやはりしっかりと受診していただきたいと思うんですけれども、なかなか何回も何回もというわけにはいかない。同時受診ができるときは、12回ということだったと思います。そこはいっぱいはいっぱいというふうなことでお伺いいたしました。がんセンターまで行けばということですが、かなり遠いです。なかなかここまで行こうかなというふうにはなりにくい。やっぱり身近なところでセットの検診ができるというふうなことをぜひ進めていただきますように、これは要望としておきます。

次に15番、ごみ収集処理事業です。委託の割合のお話を聞きました。他の委員の質問のときに、臨時ごみについてが少し変わったのかなというふうに思ったんですけれども、今職員を減らして、合理化をして、直営を少なくして、委託を広げるというふうなことはやっていないというふう

に思うんですけれども、やはり今回の災害のときにも直営の職員がどれだけ頑張ってくれはったかということは私たちは身にしみて感じておりますので、ぜひ職員をふやして直営をしっかり行っていくということを大事にしていただきたいと思えますので、これについては要望としておきますけれども、災害時ですね、これからごみ処理が広域化となっていく中で、今までは摂津市の中だけでそういう災害ごみの処理というふうなこともできていたわけですけれども、これから茨木市と広域化でやっていくということになると、本当にどんなふうになっていくのかなというのが不安な思いもしますので、環境センターのほうでこのことについて聞かせていただきたいと思えます。

16番です。同じくごみの収集処理事業で、外国の方への対応ということで、市役所にごみの出し方を聞いてこられる方はいいと思うんです。そういう方法を知っておられるということですからね。困ったときは一回聞いてみようということができはる方。でもうちのご近所さんのように多分何もわからなくて、どこへ相談していいかもわからなくてという方が多いのではないかなということをお心配をしております。環境業務課のほうはごみの出し方の外国語版というのは、作成していないというようなお話でした。転入される外国の方に対して、ごみのことだけではなくて、さまざまな情報を、日本人に向けては資料配付をしていただいていると思うんですけれども、外国人の方に対してそういうことを配慮した情報提供というのができているのかということについて、これは市民課のほうだと思います。お答えいただきたいと思えます。

それから新しく転入された外国の方が住民として生活していかれるわけですけれども、ここに対して何らかの対応というのは、これ自治振興課になると思えますので、教えていただきたいと思えます。

17番です。労働相談事業です。

件数がそんなに大きくふえているわけではないとは思いますが、やはり相談の内容というのは、今の社会を反映しているのではないかなというふうにお聞きをいたしました。外国人のお話が続いているんですけれども、外国人研修生の違法な働き方というのがやはり非常に問題になっております。それが日本を代表する大企業、経団連の会長も務めておられる方の出身企業である日立製作所とグループ会社10社と12事業所が外国人技能実習適正化法に違反をしていると、国の機関から改善勧告や指導を受けていたということが報道をされているところです。国の外国人技能実習機構が昨年4月から9月に実地検査をしたところ、必須業務とは異なる作業を行わせていたりしたということが判明しました。この技能実習生を安価な労働力として使い続けられる改定出入国管理法について、この経団連の会長は歓迎すると表明をしていたわけですけれども、本当に外国人の方を取り巻く問題というのがここにも浮かび上がってきているなというふうに思います。日本共産党の国会での質問の中でもこの問題を取り上げました。実習生の契約書には、本国の送り出し機関に給料や手当について文句を言ってはならない。違反をすれば自費で送還され、損害賠償の責任を負う旨の契約を結ばされているというふうな実態もあるということです。日立製作所に実習生を送る国内最

大手の監理団体、協同組合フレンドニッポンというところがあります。この問題の送り出し機関と連絡先が同じなんですね。両者は事実上一体だということも指摘をさせていただきました。日本を代表する大企業や監理団体が寄ってたかって実習生を安価な労働力として使い捨てにしているというふうなことについて、日本共産党も国会で追及をしてきたところがございます。虐待であるとか、自殺、不審死、失踪など、本当に深刻なケースもさまざま報道されていますが、摂津市での外国人の相談というのはどうでしょうか、お聞かせください。

産業振興アクションプラン推進事業、18番です。産業振興課。調査について、新たな項目は、その外国人実習生のことも入れていただいたということで、これは大変有意義なことだなというふうに思っております。私らもいいなと思ったのは、問いの最初に、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法について）という前置きがあって、外国人技能実習生の雇用状況をお聞かせくださいというふうにされているんですけども、やはりこういうきちんとした法律に基づいてお聞きをしますよという、この姿勢というのは本当に、アンケートにこれを書いていただいたというのはすばらしいなと思って拝見させていただきました。結果の詳細なことは、まだわからないということだとは思いますが、どんなふうだったかお聞かせください。

最後の19番です。南千里丘分室管理事業。看板をつけるということまではまだ至っていないというお話なのかなというふうにお伺いをいたしました。産業相談支援ルームの使用状況については、平成29年

度が64件で、平成30年度は79件ということでふえているうちの14件は、連続立体交差事業ですかね、それについての他課への貸し出しということだったというお話を聞いています。以前にもご指摘させていただきましたが、その案内があるんですけども、摂津市の建設部のほうで出している分でございます。この場所の変更のところ、場所が摂津市商工会3階産業支援ルームというふうになっているんですね。地図もついているんですけども。摂津市商工会の建物だというふうに一般の方々には、保育所もありますけれども、思っていらっしゃるわけです。だから摂津市までがそういう説明をしてここへ来てもらおうと思っているわけですね。でもあれば、ほかの委員からのご指摘がありましたように、年間多額な金額をかけて、維持管理も行っている摂津市の財産、市民の財産なわけです。これをしっかりと、やっぱり摂津市のものであって、そこに摂津市のスペースがちゃんとあって、そういうことをまずはお知らせするところから始めていただかなくてはならないのではないかなと、私は看板がぜひ必要だというふうに思っております。もちろんその使い方もそうです。使う頻度は上がってきているとはいえ、その内容については、やはりまだまだ市民が利用できるということになっておりません。最初にあそこができたときに、私たち議員も見せていただきました。そのときには、貸し室として、産業振興にかかわるような内容ということではありましたが、一般の市民にも貸し出しをしていくんだというふうなことでお伺いしておりました。やはり最初の趣旨にのっとった方向性で看板もつけて、市民が使いやすい、使えるようなそういう活用をぜひ

していただきたいと思っておりますので、これは要望にしておきます。

2回目の質問を終わります。

○森西正委員長 暫時休憩をします。

(午後0時 2分 休憩)

(午後0時59分 再開)

○森西正委員長 再開します。

それでは、答弁をお願いしたいと思います。

松木課長代理。

○松木生活支援課長代理 それでは、質問番号5番、生活保護事業に係る増永委員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

現在の生活支援課における非常勤職員の配置状況につきましては、生活困窮者自立支援事業を含めた生活支援課全体で必要な非常勤職員を任用しており、非常勤職員が減ることにより、正規職員の業務が増加することがないように、必要な人員を毎年度人事課に要求しているところでございます。

しかしながら、ケースワーカーの配置状況につきましては、現在のケースワーカー数では、大阪府からも指摘されているように、充足されていないと考えているため、今後につきましては、職員体制の充実に向けて、引き続き事務の効率化を図るとともに、人事課と協議してまいりたいと考えております。

○森西正委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 高齢介護課にかかります2点のご質問にお答えいたします。

質問番号7番、高齢者移送サービスについてでございます。

先ほど、増永委員がご提案されましたとおり、車椅子を利用しない高齢者について

も、心身の健康保持や社会参加の促進、とじこもり防止などの観点から、外出時の移動支援の必要性は高いと認識しております。

今後、他自治体で実施されている交通手段の確保策について、情報収集し、研究に努めてまいりたいと考えております。

2点目、質問番号8番、高齢者民間賃貸住宅家賃助成費の周知についてでございます。

高齢者のための福祉サービス冊子に、このサービスを掲載し、窓口で市民に配布しているほか、ケアマネジャーや民生委員、ライフサポーターなど、高齢者を支援する関係者に配布し、日々の活動の中で、市民への周知を図っていただくよう、依頼しております。

また、広報誌、ホームページへの掲載により、周知を図ってまいりました。今後、より多くの方にこのサービスを知っていただけるよう、情報提供の方法について工夫してまいりたいと考えております。

○森西正委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 障害福祉課にかかりますご質問にお答えさせていただきます。

質問番号11番、入院時食事療養費助成の廃止に伴うシフト先の状況と廃止による影響についてでございますが、入院時食事療養費助成の廃止に伴うシフト先といたしましては、日常生活用具の給付と重度障害者等福祉金であります。

日常生活用具の給付では、特殊マット、移動用リフトに対する上限額を引き上げております。また新たに、視覚障害者用血圧計など、4種目を追加しております。

制度改正後の状況といたしましては、特殊マット、視覚障害者用血圧計、地上デジ

タルテレビ放送対応ラジオの申請があり、給付を行っております。

重度障害者等福祉金では、これまで1年以上市内に居住していることという要件がございました。そのことから、長期の入院患者に対しましては対象とはなっておりませんでした。この長期の入院患者なども対象に含めるために、平成30年4月からはこの要件を外しております。また、長期入院患者に対する加算といたしましては、入院時食事療養費助成を経過措置を含め、平成30年10月末までとしておりますことから、平成30年11月以降の入院で、年間30日以上入院された方に対しまして、さらに年間1万2,000円の加算を行うという制度改正を行っております。

重度障害者等福祉金は、10月1日を基準日とし、申請をしていただいておりますことから、今回の11月以降の長期入院患者に対する加算につきましては、次年度、今回でいいますと平成31年度の10月に申請をしていただき、給付をするものがございます。

入院時食事療養費助成を廃止したことによる影響でございますけれども、こちらにつきましては、年度によってばらつきがございますけれども、平成30年度では、これまでに約20名の方が、金額といたしましては約200万円の助成を受けておられます。これらが影響というふうには考えております。

次に、質問番号12番、声の宅配サービス事業の今後の考え方についてでございます。

現在、社会福祉協議会と委託契約を結び、市内の二つのサークルにおいて音声吹き込みを行っていただいておりますが、先ほ

どお話にもございましたように、今回、そのうちの一つのサークルにおいて、平成31年3月末をもって解散されるというお話がございました。この声の広報は、視覚障害のある方々などが公の情報を得る大切な手法となっておりますことから、次年度以降につきましても継続して実施してまいりたいと考えております。

現在、声の広報等を担っていただける団体を探しております。調整を行っているところでございます。

声の広報を楽しみにされている方もたくさんいらっしゃるということから、何とか担っていただける団体を確保し、途切れることなく情報の提供を行ってまいりたいと考えております。

○森西正委員長 鈴木部参事。

○鈴木環境部参事 それでは、質問番号15番、広域ごみ処理により、ごみ処理事業は今後どのようになっていくのかについて、ご答弁申し上げます。

現在、協議を進めております茨木市との広域処理につきましては、市内で大量に発生いたします燃やせるごみと燃やせないごみの年間約2万8,000トン、平成29年度で申し上げますと、ごみ全体の94.5%を占めるごみを、効率的、効果的に処理することを目的としております。

一方、ごみ収集や資源ごみの収集とリサイクル、時代のニーズに合わせた水銀製品等の回収を始めるなど、引き続き、ごみ減量啓発事業に取り組んでまいります。また、災害時には、本市のリサイクルプラザにがれき類の仮置き場を設置し、災害ごみの臨時収集や市民持ち込みの受け入れを実施するなど、災害復興の支援にも取り組みました。

今後におきましても、本市の環境に対す

る姿勢は変わることなく、市民が安心してごみを出していただけるよう、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森西正委員長 川本課長。

○川本市民課長 それでは、質問番号16番、市民課に関する部分の、転入される外国人に対する情報の提供についてでございます。

転入届けの際、転入者に対しましては、外国人、日本人に関係なく、先ほどの環境業務課のごみの分別方法でありますとか、広報課が作成しました市内地図、それから市内循環バスの時刻表、自治会加入促進リーフレット等々、各課から依頼のありましたさまざまな書類をお渡しはしておりますが、日本語表記のみとなっております。

外国語表記のものとしましては、火災が起こったときの対応を4か国語で表記されている冊子がございますが、部数の関係で窓口の横に備えつけて、自由にとっていただくような形となっております。

以上でございます。

○森西正委員長 丹羽課長。

○丹羽自治振興課長 それでは、自治振興課のほうから、質問番号16、本市にお住まいの外国人の方々への対応について、お答えいたします。

本市に在住されます外国籍の方は、本年2月末で1,397名でございます。本市では、生活習慣や環境など相互理解を深め、安心して生活ができる多文化共生の社会を目指し、摂津市国際交流協会が中心となっていていただき、さまざまな事業を展開しております。

事業といたしましては、生活していく上で基礎となります語学講座であります日本語教室や、交流の場として日本語サロン

などを実施しております。

また、外国籍の方々に講師となっていていただき、母国の文化を紹介していただく国際理解講座や、食文化を学ぶワールドクッキングなどを実施しており、平成29年度に開催されたこれらの教室や講座には、延べ1,200名を超えるの方々にご参加いただいているところでございます。

今後も、地域で暮らされる外国人市民の方々と交流を深めていけますよう、国際交流協会と連携しながら、さまざまな事業を実施してまいりたいと考えております。

○森西正委員長 吉田部参事。

○吉田市民生活部参事 それでは、産業振興課に係ります2点のご質問について、お答えさせていただきます。

質問番号17番、労働相談に対して、外国人の方の相談があったかということですが、現在のところ、ございません。

続いて、質問番号18番で、調査の中で、外国人の方の雇用状況についてお聞きさせていただいておりまして、回答をいただいた445の事業所のうちの2.5%、11社が、既に外国人の方を雇用、つまり実習生が雇用されているというご回答をいただいております。

また、その国籍についてでございますが、ベトナムの方や中国の方、あと、インドネシアの方やブラジルの方など、多くの国に及んでいるということが、回答として確認しております。

以上でございます。

○森西正委員長 それでは、増永委員。

○増永和起委員 では、3回目の質問をさせていただきます。

質問番号5番の生活保護事業です。

ケースワーカーの増員と非正規職員、きちんと確保するという事を人事課のほ

うにも要望しておられるということでありました。正規職員が増員されるけど、非正規が減らされるということでは、正規職員の仕事もまた軽減ということにはならないと思いますので、生活支援課全体の増員ということで、もちろんその中で正規職員、しっかり法定に見合うように確保ということも含めて、これからも要望を上げていっていただいたり、市として全体に理解を求めてもらいたいというふうに思います。これは要望としておきます。

7番、高齢者移送サービスの問題です。

車椅子を利用しない人の足の確保も必要だという認識を持っておられるということをお聞きしました。いろんな方向から、ぜひ検討していただきたいと思います。タクシーチケットというような形もあると思いますし、また、バスということになると、なかなかハードルが高いのかなとは思ったりもしますが、いろんな自治体がいろんな取り組みをされております。摂津市でもぜひ実現できるように、ぜひよろしくお願ひしたいと思いますので、要望としておきます。

それから、高齢者民間賃貸住宅家賃助成費です。

大切な制度で、喜ばれているというところは、認識が一致しているのかなと思います。冊子やケアマネジャーを通じてなどとか、広報誌、ホームページなど、いろいろ情報提供のために頑張っておられると思うんですけども、ライフサポーターがいろいろ持って回って、ご説明もいただいたところもあるとは思いますが、しかし、高齢者の方、なかなか1回聞いて、すっと入ってくるというふうにもならないですし、制度を知っていても、それを利用するためにサポートが必要だったり、いろいろそうい

うこともあると思いますので、今後ともしっかりとしたご案内ができて、実際に使っていただける数がふえるように、サポートのほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、やっぱり昨今、住宅のお家賃が上がってきて、限度額がやはり超えてしまうというふうな、対象にならないというところもあるとは思ひますので、この制度自体の拡充も、ぜひ考えていただきたいなと思ひます。これは要望としておきます。

11番です。入院時食事療養費の問題です。

シフト先だということで、重度障害者等福祉金と、それから日常生活用具給付事業、これが増額をされたということになったわけですが、日常生活用具給付事業のほうは、申請もあったということですが、これはやはり対象者が限られるということになると思ひます。

今まで入院をされて、食事療養費を使っておられた障害者の方が、これをみんな、日常生活用具使うかという、そうでは決してないということですよ。これを使わない方にとっては、それは負担がふえたということになると思ひますし、福祉金のほうは、今、お話をさせていただきましたけれども、昨年度予算で上がったけれども、それは使われなかったということで、まだ誰の手元にも渡っていないということになるわけですね。今後渡るとしても、それは30日以上入院をした人ということになるわけですね。重度障害者の方でね。

やはり、入院時食事療養費を今まで受け取って、それで入院の生活を何とかされていた方々に対して、本当にこれがきちっとサポートできているか。シフトというけれ

ども、結局はその方々の負担はふえているまんまなのではないかということが、非常に私としては心苦しいというか、摂津市が今まで頑張ってきてきた、この入院時食事療養費の補助制度、摂津市の良心といたしますか、市長がいつも言われる弱者の視点に立ってということ、実際に事業として展開をしていたものではないかなというふうに思います。

大阪府が改悪をして負担がふえた、そのときに、さらにこの摂津市の改悪で負担を増すというようなことは、これが本当に弱者の視点と言えるのかという問題について、これはぜひ、副市長にお答えをいただきたいと思います。

それから12番、障害福祉課です。

声の宅配サービス、今、一つのサークルが解散というふうなことで、次を探しているというようなお話でした。でも、この事業そのものは大変大事なものだと思っっているということで、楽しみにしている方もいらっしゃるの、何としても継続をしていきたいという、そういうしっかりした考え方でやっているんだというお話をいただいたと思いますので、ぜひともこれが継続できるように、頑張っていたきたいなと思っております。

そしてまた、利用者の方ですね。11人というお話だったのですけれども、これももっと広がって、こういうものがあるんだよということをぜひ周知していただいて、利用者も広がれば、担い手もやはり、やりがいも出てくるということになると思いますので、ぜひ利用者も広げていただきたいと思います。これは要望としておきます。

次に15番、ごみ収集処理事業ですね。災害時の問題について、聞きました。

広域化になっても、今後も変わらないと

いうご答弁だったかなというふうに思うのですけれども、やはり今回の災害は、摂津市の中での対応ということで、たくさんの協力もいただいて、この前のお話では、土日に自治会の方なんかの協力もいただいて、だっと一遍に集めて回ったということだったと思います。リサイクルプラザも使って、がれきを置いたりとか、そういうことは変わらないのかもしれませんが、その焼却という点でいけば、茨木市もたくさんのごみが出る。摂津市でもたくさんのごみが出る。そういう中で、どんなふうにそれを、ごみの処理をしていくのかというところ辺というのは、未知数の話だと思うんですね。ここでも、きちんと摂津市の考え方も、体制も含めて、茨木市とどんなふうにやっていくのかというのを、プランを持って考えて、災害のない今から考えていかないといけないのではないかなというふうに思いますので、この点については要望としておきますので、これからしっかりと協議をしながら、進めていっていただきたいと思います。

16番です。外国人の方への資料配布。私も転入時にどういふものをもらえるのかということで、いただきました。いろんなものが入っていて、ああ、役に立つものがいっぱいあるなというふうに思いますが、日本語がわかる方にとっては役に立つわけですけれども、なかなかこれが、日本語がわからないということであると、情報が伝わらないということになってしまいます。この火災の冊子というのも、これも置いていただいているということでしたけれども、災害は火災だけではなく。そういう災害時にどうしたらいいのかというのも、情報が、外国人の方にどうしたら伝わるのかということも、考えていか

なければいけない問題だと思います。

自治振興課のほうはいろんな取り組みをされているというふうなこともお話がありましたけれども、新たに転入をされる外国人の方ですね。もうずっと住んでおられる方というのは、地域とのかかわり、しっかりできてはと思うんですけれども、やはり、これから新たに入ってくる方に対して、どんなことができるのかということも、ぜひ考えていっていただかないといけないのではないのかなというふうに思っておりますが、地域住民とトラブルというふうなことも、出てくる可能性もありますので、ぜひそのサポートをどんなふうにしていくのか、取り組みをどんなふうにしていくのかというようなことがあると思うので、これは問題提起ということでおきます。

17番です。外国人の相談はないというふうなお話でございました。しかし、質問18番で、外国人技能実習生、これについてのアンケートでは、やはり今、既にもう雇用されているところ、それから、これから雇用しようと思っているところというのが、やはり数として上がってきている。これが多分、どんどんふえていくということになっていくのだと思います。

そういう中で、これは17番と18番をまとめて質問をするんですけれども、先ほども紹介しましたように、外国人研修生の問題、これを放置したまま、政府は外国人労働者の受け入れを拡大するという法律を通したわけです。地域に外国人労働者がふえるというだけじゃなくて、さまざまな問題を抱えた人がふえるという可能性があるわけでございます。それを誰が受けとめるのか、自治体も問題意識を持つ必要があると考えます。

問題を解決する責任、これは大もとは国だと思っんですけれども、しかし、問題の発覚は、やはり身近な自治体から出されるのではないかというふうに思います。

摂津市の追加アンケート、これは大変いい取り組みだというふうに、私も先ほども申しましたけれども、摂津市でも外国人を雇用する企業がふえてきたし、今後もふえてくる。そういう中で、その働かせ方というのを、やはり注視していく必要があるのではないかというふうに思います。企業立地促進奨励金を使っているような大きな企業、たくさん外国人の方、いらっしやったりします。そういうところなんかには、指導も含めて、そういうようなアンケートも別個にとると、そういうふうなことも可能だと思うので、ぜひこれについて、意識を持っていただきたいと思ひますし、摂津市が、労働問題を含めてさまざまな問題を相談する窓口、先ほど、ごみの問題は年に数件かかってくるというふうなお話でしたけれども、外国の方は、こういう資料をもらってもよくわからない。地域ともまだつながりがない。さっき言ったような、さまざまな、虐待も含めた、そういう大変深刻な問題が起きても、一体どこに相談していいかということすらもわからないということになると、本当に痛ましい事件が起きかねないということにもつながります。こういう、新たに住民となる外国人に対して、どんな役割を摂津市が果たしていくのかということについて、これは民生常任委員会だけではなくて、全庁的な取り組みということが必要になるのではないかなというふうに思ひますので、これも副市長に、最後、お答えいただけたらなと思ひます。よろしくお願ひします。

○森西正委員長 それでは、答弁お願ひし

ます。

副市長。

○奥村副市長 それでは、入院時食事療養費助成の廃止につきまして、ご答弁申し上げたいと思います。

過去、いろいろ委員会でも議論がございました。その折に、それぞれ答弁は担当部局のほうからさせていただいておりますし、ご指摘も頂戴しているところではございます。ただ、この市単独事業の制度復活については、もう現在は考えてはおりません。ただ、大阪府市長会等により、国・府に対してのいろいろな要望を行っているところでございます。

総論的な話になるんですけれども、よく、2025年問題というふうに言われます。これは当然、歳出増の圧力が高まってまいります。それと合わせて、生産年齢人口の減少に伴って、税収減は必ずやってくるというふうに思っております。つまり、歳入の減に伴って、さらなる歳出の減がなければ立ち至らなくなってしまうと、こういうふうに思っております。

こういうことになりますと、あつたほうがよいが、なくても我慢し得るもの、こういうようなことを選択も我々は求められているのではないかなというふうに思っています。

先ほど、生活保護ケースワーカーのお話がありました。その中で、過去の数字を拾っておりますと、平成7年だったと思うのですが、職員数が、このときは904名ございました。正職員が904名で、現在、最新の数値でいきますと、正規職員、任期付職員、再任用短時間勤務職員合わせますと、656名というふうに、かなり人員を減しております。これはなぜかといいますと、総人件費を抑制すると、こういう方針

の中で、過去、アウトソーシングを含めて、事務効率化を含めましてやってまいりました。その、一体余った経費はどこへいったということになりますと、扶助費のほうに、実は回っております。扶助費のほうは、一般財源ベースではないですが、総支出ベースでいきますと、平成7年と比べますと、約72億円、扶助費がふえております。いわゆる人員の削減により、あるいは公債費の削減によって扶助費を賄っていると、こういう現実がございます。

いずれにいたしましても、今後、非常に厳しい状況が考えられますので、市民の方には非常に申しわけございませんが、福祉の削減というのは、今後も続いてくるのではないかなと思っています。ただし、根本的な、いわゆる生活保護、これにつきましては、やはり国全体で最低限の生活は、やはりこれはしっかり守っていかなければならないというふうに思っております。

それから、外国人のお話でございますが、私、考えていますのは、もしも今の状態で、たしか2060年だったと思いますが、何もしなければ、GNPが25%減になっていくということになってまいります。こうなりますと、いろいろな生活も立ち至らなくなってしまう。その原因は、やはり労働人口の減少というふうに言われております。そういう労働人口の減少の中には、やはり女性の社会進出、あるいは高齢者の人の社会進出、これもやはり求められるのですけれども、やはり他の外国人の労働力を当てにしなければ、立ち至らなくなってしまうというふうに思っています。

非常に慎重な対応が必要だと思うんですけれども、鳥飼野々のいわゆる宿泊研修施設、あれはやはり、日本の生活になじむために、あるいは日本語教育をするための、

外国人労働者に対する、うまく日本社会に溶け込んでいただくための施設でございます。やはり、それ以降の企業の責任といたしましては、確かにご指摘がありましたように、安い賃金で雇用すると、これはあってはならないことでございますので、当然、市といたしましてはそういう産業界、あるいは企業につきましては、やはりしっかりと指導、目を光らせていきたいというふうに思っております。

以上です。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 副市長にご答弁いただきました。

1 1 番の入院時食事療養費についてです。

職員の数を減らすことで、賄ってきたのだと、福祉の予算が非常に大きく膨れ上がっているというようなお話でございました。確かに、福祉の予算というのは大きくなってきています。これはやはり、高齢化も含めて必要なことだと思うんですね。

では、摂津市の財源は、じゃあどうなったのか、財政状態、今どうなのかと伺いましたら、やはり以前と比べて、借金は減っていつている。基金もできている。基金も、1年、2年の間ではふえたり減ったりあるかもしれませんがけれども、かなり前から比べると、基金もふえているという状態です。

今、摂津市の財政が、そんなに大きく危機に直面しているというふうなことではない中で、市民はまさしく命がさらされているという状況があるんです。高齢者の皆さん、この暑い夏、家にクーラーがあっても、そのクーラーの電気代を節約するために、クーラーつけずに、命を縮めるような、そういう事態も起きています。そういう中で、我慢できるところは我慢、もちろん我

慢できるところは我慢するべきだとは思いますがけれども、その我慢できるところのラインがどこなのか。障害者の皆さんの入院時食事療養費を切ること、これ、我慢できることと言えるのかという問題は、私は非常に大きなものがあると思います。

代表質問で、この問題も取り上げさせていただきました。それに対してのご答弁も、本当に私は冷たいなというふうに思って聞いてきたわけでありましてけれども、市長は常々市民目線、弱者の視点を大切にとは言っているけれども、制度を持続可能なものにするために、現在の市民に対する責任とともに、将来の市民にも責任を持たなくてはなりません。これ、今、副市長がおっしゃったことと同じことだと思うんですけどもね。摂津市の制度、摂津市がそのまま残っても、その中にいる市民がどんどん苦しくなって、疲弊していったら、摂津市そのものも、もたなくなってしまうと思います。やはり、人口が増加するというのは、子育て世代にとっても、高齢者にとっても、摂津市が住みやすいところだと思うからこそ、皆さん、やはりそこで暮らし続けようというふうに思うわけです。

少子化と申しますがけれども、少子化の対策のために行われていること、日本政府は本当に不十分だと思います。一番の対策は、きちんと若い人たちが普通に働いたら、生活していけるだけの賃金、これが得られることです。子育てできるだけのそういう財政的な基盤がちゃんと手に入れられたら、結婚もし、子どもも育てということにつながるけれども、それがないと結婚することすらできない非正規雇用がたくさん蔓延している。

こういう中で、財政が大変だからといって、サービスをどんどん削り込んでいった

ら、本当に市民の命のほうが先にもたない。どんどん少子化はさらに進むということにつながっていくのではないかと私は思います。

市民目線、弱者の視点を大切にすることに変わりはなくと、市長はおっしゃっていますけれども、今の市民を救えなくて、どうして未来の市民が救えるのかと、私は本当にこのことについては、ぜひとももう一度考え直していただきたい。職員の皆さんが少ない人数の中で頑張っておられたというのは、すごくよくわかりますし、そこは職員の皆さんをふやしていただく。摂津市に住んでいただければ、その税収ふえるじゃないですか。やっぱりどんどん切り縮めて、市の貯金をふやすことよりも、やはり市民に還元をして、その中で市民が生活できるというふうに、ぜひしていただきたいと思います。これは要望にしておきます。

それから、外国人の問題に関してでも、鳥飼野々の問題はここで触れるものでもないと思いますので、私はこのことについては言いませんけれども、やはり外国人の方々がふえていく背景というのが、非常に日本の国の政策的なもので、安い労働力としてしか見ていない。これは女性についても、高齢者についても同じだと思います。

雇用が伸びたといっても、学生や高齢者の雇用が伸びているだけという実態があります。学生は、奨学金を借りたらローンになるので、物すごく大変な返済をしていかななくてはならないので、必死になってアルバイトをして、自分の学業よりもアルバイトを優先させるというような状態があり、高齢者の皆さんも、自分の生きがいのために働く、これはいいことだと思うんですけども、生活してやっていけないぐらいの年金だから、働かざるを得ない。こう

いう状態が蔓延している。そういうような安い労働力として使い倒すという、しかも外国の方もそういうことに、労働力の一つとしてしか見ないという状態が、今の日本の国の制度としてある中で、実際に問題がいろいろ発生してくるのは、地域の自治体の中でなんです。ここに対して、やはりきちんとした対応策というのを、摂津市もぜひこれから本腰を入れて取り組んでいただきたいと思いますし、市長が産業のほうの分野で実際に起きていることについては認識があると、そこについてはきちんと見ていきたいというふうにおっしゃっていただいたので、そこは本当にありがたかったなというふうに思いますので、ぜひこの問題について、全面から、全庁挙げてきちんと考えていくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○森西正委員長 ほかにございますか。
なければ、以上で質疑を終わります。
暫時休憩します。

(午後1時34分 休憩)

(午後1時36分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第6号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 それでは1点だけ質問させていただきます。

予算概要174ページのパートタイマー等退職金共済事業としまして、1,107万4,000円計上されております。これ、平成30年度と比較しますと、330万8,000円の減額となっております、この減額されている理由をお聞かせください。

それと、確認も含めまして、現在の加入事業数並びに人数ですね、これ、昨年度からの増減も含めて、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

1回目、以上です。

○森西正委員長 吉田部参事。

○吉田市民生活部参事 それでは、光好委員のご質問について、お答えさせていただきます。

減額の主な要因といたしましては、被共済者の人数の減でございます。

あと、比較の状況でございますが、平成31年の2月1日現在で、29事業所、153名でございます。平成30年度当初と比較しますと、2事業所が退会し、1事業所が加入したため、1社減の39名の減という状況になっております。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

2月1日で29事業所、153名で39名減というご答弁でした。残念ながら減っているということですね。私、昨年の決算審査におきましても、ここ数年の状況、3年ぐらいの状況を聞かせていただいた折に、棚卸しをしっかりと、実態把握をした上で、しっかり評価して、今後の方向性を見きわめるべきではないかというふうに、私、質問させてもらいました。そのときも強く要望させていただいたかとは思いますが、この現状ね、今、減っているという状況の中で、当該制度の有効性をどう捉えられているのかということと、要望させていただきまして6か月たちますけれども、その棚卸し結果も踏まえて、お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

2回目、以上です。

○森西正委員長 吉田部参事。

○吉田市民生活部参事 それでは、光好委員の2回目のご質問について、お答えさせていただきます。

まず、パートタイマー等退職金共済制度についての有効性についてでございますが、まずは、市が団体となってこの退職金の制度を行っている制度でございます。比較といたしまして、国の中小企業の共済制度との比較でございますが、市のメリットについて、活用方法が見出せるのではないかというふうな観点で、ご答弁させていただきたいと思います。

まず、市のほうのメリットといたしましては、大きな違いとして、国の制度では1年未満の加入者では退職金の支給がなく、2年目でも掛金を下回るといような状況でございます。2年経過後、やっと元本並みの支給となるという制度でございますけれども、摂津市の制度につきましては、1年目であったとしても元本割れすることなく、掛金を納めた月数の退職金が支給される。こういうふうな制度でございますので、元本割れをすることなく退職金が支払われることで、加入希望の事業所にとっては、働く方に少しでも退職金を掛けたいという気持ちをそのまま生かして、安心して掛けられる制度ではないのかなと考えております。

また、国の制度では、掛金については、基本5,000円から3万円の16種、また本市と同様の短期の方に関しましては2,000円、3,000円、4,000円とか、そういう特例の掛金の制度で、また、在職年数によって区分の変更というふうに、国の制度はいろいろと選べるということが特徴となっております。しかしながら、規模の小さな事業所にとって、国の制度のように選択できるメリットを生かせ

るのかというと、なかなか実際、難しいのではないのかなと考えております。

実際、市の制度としては2,000円均一というような形で、退職金の制度を活用していただける事業所にとっては、選択しやすい掛金の金額になっておりまして、実際に共済に加入いただいている事業所にとっては、正社員の方を全員掛けさせていただいてということで、非常に規模が小さい事業所にとっては、国の制度よりも市の制度のほうが、先ほどの掛金の掛け捨てがないというような特徴も含めまして、いい制度となっているのではないのかなと考えております。

それ以外にも、市の制度のメリットはございますけれども、事業所の収益から、働く方に退職金を掛けたいという選択をしていただいている、規模の小さな事業所にとっては、この市の制度が加入者の立場に立った安心できる制度であると考えている状況ではございます。そのために、市の制度に関しましては、そういう事業所、ある程度、市の制度が活用しやすい事業所に対して、積極的に今まで以上にPRしていくことが有効ではないのかなと考えておりますし、中小企業、特に小規模事業所の支援のきっかけになるのではないのかなと思っております。

また、本制度に関しましては、昨今のちょうど産業振興アクションプランの検証結果のアンケートの中でも、そういう共済加入の企業からは、社員の方やパートの方は喜んでいただいていると、ありがたい制度ですというようなご回答もいただいております。やはり制度のメリットを生かすような形で、市としては企業にアプローチをしていけたらなと考えている状況でございます。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 棚卸し結果についてということで、特にメリットを中心に聞かせいただきましたけれども、聞いていますと、やっぱり中小企業にとって複数選べること、あるいは小規模のところにとっては、有効という声もあるということですね。理解しました。

そうとはいえ、私は何度も申し上げていきますように、その中小企業退職金共済、いわゆる中退共ですね、国にそういった類似した制度もございますし、以前も申し上げましたけれども、第5次行革という視点からいっても、やっぱりメスを入れなければならない制度であると思います。

一方で、先ほどメリットとか、あるいはその小規模な事業者に対して有効だというお話があるのであれば、加入者も絶対ふえてくるはずだと私は思っています。やはりその中小企業、あるいは小規模の事業者にもアプローチというの、ちょっと足らぬのと違うかなというふうにも、一方で感じました。ですから、引き続き、しっかりと中小企業、事業者にアプローチするとともに、先ほど言っていましたメリットとか、有効であるという声があるのであれば、しっかりとニーズを把握した上で、いま一度、今後の方向性、しっかりと見定めていただきたいと考えます。要望とします。

私の質問は以上です。

○森西正委員長 ほかにございますか。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 先ほど来、質問がありますが、毎回質問されるのは、やっぱり加入者が非常に少ないということが問題だということですね。歴史があるし、古くから取り組んでいるという、メリットもあるということで議論してきているわけです。

けれども、しかしあんまりたくさん入られると、これ、想定されていないと思うんですね。だから、今、担当者として、今後どのようにしていこうという思いを持たれているのか。もっともっとPRをして、加入者をふやしていこうという思いがあるのか、いや、細く長く続けていくというおつもりなのかね。そういう担当者の今後の考え方を教えていただきたいと思います。

○森西正委員長 吉田部参事。

○吉田市民生活部参事 それでは、藤浦委員のご質問について、お答えさせていただきます。

まずはパートタイマー等退職金共済のこの掛金の制度自身なんですけれども、先ほども少しお話しさせていただいたように、やはり小規模の人数が少ない事業所にとっては、非常に有効ではないのかなと考えております。掛けた金額が掛け捨てにはならないですし、人数の規模が小さいということで、余り選択できる幅というよりは、ずっと掛けて、同じ額で掛けていけるというメリットを生かせるのではないのか。ただ、一定、規模が大きくなるとなると、やはり中退共のほうでメリットが出てくるのではないのかなと考えております。

私といたしましては、やはり市の制度を生かせる事業所に関して、積極的に加入を促していくことで、すみ分けできないのかなと、私自身は考えております。その中で、加入事業所なんかも、そういう中で選んでいただいておりますので、今まで、実際、加入者が減っております状況はあるんですけれども、本当に必要な事業所にPRするということが、必要な方向性ではないかと思っております。

○森西正委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 その気持ちはよくわかるんですけどね。市内って4,000の事業所があるんですよ。そんな大企業ばかりじゃなくて、ほとんど小さい工場とかなどが多いのでね。それからして29社しか加入がないということになると、今言ったような、あんまり来られたら困るかなというふうな考え方のもとで、あんまりPRされてないのと違うかなと、うがったことを考えてしまうわけでございます。それで、どういう方針なのかなということをお聞きをしているわけですね。周知も、やるんやったらちゃんと、やってはるかもわかりませんが、それで中退共とすみ分けられているとは、どうも思えないので、こういうことを言っているわけですね。そういうこともよく精査していただいて、周知もしっかりやっていたらいい、いやほんまにすみ分けをうまいことやっていますねん、というふうなところへぜひ持って行っていただくように、これ要望としておきたいと思いません。

以上です。

○森西正委員長 ほかにございますか。

増永委員。

○増永和起委員 これも、以前もお聞きをした分だと思うんです。要望もしたと思うんですけれども、今のお話で、小規模なところにとっては有効ではないかというようにお話、以前からもありました。福祉の分野ですね。そういうふうなところにも働きかけをしてみたらどうだろうかということのご提案もしたと思うので、そういうことを行われたのか、結果などもありましたら、教えていただきたいと思いません。

○森西正委員長 暫時休憩します。

(午後1時49分 休憩)

(午後1時51分 再開)

○森西正委員長 再開します。

吉田部参事。

○吉田市民生活部参事 それでは、増永委員のご質問について、お答えさせていただきます。

福祉の制度に関しまして、社会福祉法人等ですが、そういう福祉施設に関しての、また別の中退共以外にそういう退職金の制度がございますので、多くの事業所がそちらを選ばれているのではないのかなと少しお聞きしております。ただ、福祉の事業所は、いろんなところがございますので、入れるところもあるのではないのかなと思っておりますので、また機会を捉えてお伝えしていけたらと思っております。

以上でございます。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 いろんなところね、大きな法人もあれば、小さいところもあると思えますのでね。また、機会を捉えてしっかりとPRをしていただいたら、その中から加入ということがあるかもしれないと思えますので、あんまり今までそこへ向けてのPRというのをされてきてなかったと思うのでね。そういう新しい分野へも周知をしていっていただきたいなというふうに思います。

それから、今、入られている方の権利をしっかりと守ることが、非常に大切な市の役割じゃないかなと。やっぱり市の制度を信頼して入っておられる方々ですから、事業所も含めて、そこはしっかりと考えていただきたいなと思えます。要望とします。

○森西正委員長 ほかにございますか。

それでは、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時52分 休憩)

(午後1時55分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第4号、議案第13号及び議案第29号の審査を行います。

本件3件のうち、議案第13号については、補足説明を省略し、議案第4号及び議案第29号について、補足説明を求めます。

堤保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 それでは、議案第4号、平成31年度摂津市国民健康保険特別会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、10ページ、款1国民健康保険料、項1国民健康保険料、目1一般被保険者国民健康保険料は、被保険者数の減少等により、前年度に比べ、3.3%の減となっております。

目2退職被保険者等国民健康保険料は、前年度に比べ、77.5%の減で、退職被保険者等の減によるものでございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料は、前年度に比べ10.0%の減となっております。

12ページ、款3府支出金、項1府補助金、目1保険給付費等交付金は、前年度に比べ3.5%の増で、普通交付金の増によるものでございます。

目2事業助成補助金は、定率国庫負担金減額分に対する助成で、前年度に保険給付費等交付金に含めて計上していたものを、改めて事業助成補助金として計上いたしましたものでございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金は、前年度に比べ、27.8%の減で、主に国保財政安定化支援事業繰入金と保険料軽減分等繰入金の減によるものでございます。

目2保険基盤安定繰入金は、前年度に比

べ、0.7%の減でございます。

項2 基金繰入金、目1 国民健康保険財政調整基金繰入金は、昨年、条例設置いたしました財政調整基金からの繰り入れによるものでございます。

14 ページ、款5 諸収入、項1 雑入、目1 一般被保険者第三者納付金、目2 退職被保険者等第三者納付金、目3 一般被保険者返納金、目4 退職被保険者等返納金は、過去の実績を参考に計上いたしております。

目5 雑入は、現金給付の指定公費を見込んでおります。

項2 延滞金・加算金及び過料、目1 延滞金は、保険料にかかる延滞金でございます。

款6 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金は、国民健康保険財政調整基金の運用益を見込んでおります。

次に、歳出でございますが、16 ページ、款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、前年度に比べ、3.8%の減でございます。

目2 連合会負担金は、前年度に比べ、5.3%の減で、被保険者数の減によるものでございます。

目3 市町村部会負担金は、前年度と同額となっております。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費は、前年度に比べ、5.3%の減でございます。

18 ページ、項3 運営協議会費、目1 運営協議会費は、前年度と同額となっております。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費は、前年度に比べ、3.4%の増で、高齢者割合の増加等に伴う医療費の増によるものでございます。

目2 退職被保険者等療養給付費は、前年度に比べ、84.0%の減で、退職被保険者等の減によるものでございます。

目3 一般被保険者療養費は、前年度に比べ3.6%の減でございます。

目4 退職被保険者等療養費は、前年度に比べ50.4%の減でございます。

目5 審査支払手数料は、前年度に比べ5.8%の増で、レセプト1件当たりにかかる手数料単価の改定によるものでございます。

20 ページ、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費は、前年度に比べ、13.7%増で、高齢化及び医療の高度化によるものでございます。

目2 退職被保険者等高額療養費は、前年度に比べ、48.4%の減で、退職被保険者等の減によるものでございます。

目3 一般被保険者高額介護合算療養費は前年度に比べ6.7%の増、また、目4 退職被保険者等高額介護合算療養費は前年度に比べ20.0%の減で、いずれも過去の実績を参考に計上いたしております。

項3 移送費、目1 一般被保険者移送費、及び目2 退職被保険者等移送費は、前年度と同額となっております。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金は、前年度に比べ、22.6%の減でございます。

目2 支払手数料は、前年度に比べ21.7%の減でございます。

22 ページ、項5 葬祭諸費、目1 葬祭費は、前年度に比べ、12.4%の減でございます。

項6 精神・結核医療給付費、目1 精神・結核医療給付金は、前年度に比べ1.1%の増でございます。

款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分、目1 一般被保険者医療給付費分は、前年度に比べ4.1%の減でございます。

目2退職被保険者等医療給付費分は、前年度に比べ84.9%の減で、退職被保険者等の減によるものでございます。

24ページ、項2後期高齢者支援金等分、目1一般被保険者後期高齢者支援金等分は、前年度に比べ7.2%の減でございます。

目2退職被保険者等後期高齢者支援金等分は、前年度に比べ87.0%の減で、退職被保険者等の減によるものでございます。

項3介護納付金分、目1介護納付金分は、前年度に比べ3.8%の増で、介護給付費の増加によるものでございます。

款4共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1共同事業拠出金は、前年度と同額となっております。

26ページ、款5保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費は、前年度に比べ、0.8%の減となっております。

項2保健事業費、目1保健衛生普及費は、前年度に比べ42.5%の増となっており、ポリファーマシー対策とブラウンバッグ運動を合わせた服薬適正化推進事業と国立健康・栄養研究所と連携したフレイル予防の取組み（フレイル測定）を新規の保健事業として実施いたしてまいります。

28ページ、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険料還付金は、前年度に比べ0.1%の減となっております。

目2退職被保険者等保険料還付金は、前年度に比べ1.0%の減となっております。

款7基金積立金、項1基金積立金、目1国民健康保険財政調整基金積立金は、見込まれる運用益の積立金でございます。

以上、予算内容の補足説明とさせていただきます。

でございます。

続きまして、議案第29号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

本件は、国民健康保険の保険料の改定及び国民健康保険法施行令の改正による保険料の軽減判定所得の見直しに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）の40ページからの新旧対照表もあわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。

第15条は、一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率につきまして、所得割の率を100分の7.8、加入者1人当たりにかかる均等割の額を2万6,464円、一世帯当たりにかかる平等割の額を2万8,350円にそれぞれ改めるものでございます。

第15条の5の5は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率につきまして、均等割の額を9,249円、平等割の額を9,898円に改めるものでございます。

第15条の9は、介護納付金賦課額の保険料率につきまして、所得割の率を100分の2.58、均等割の額を1万9,134円に改めるものでございます。

第20条は、保険料の減額につきまして、経済動向を踏まえ、所得の低い方が軽減対象から外れないようにするため、軽減判定所得の見直しを行うものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○森西正委員長 暫時休憩します。

（午後2時5分 休憩）

（午後2時6分 再開）

○森西正委員長 それでは再開します。

説明が終わり、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 それでは質問させていただきます。全部で質問三つあります。

まず質問一つ目、補正予算で確認させてください。10ページ、特定健康診査等事業費の特定健康診査等委託料です。714万2,000円減額補正されてます。

これは、昨年度を見ますと、998万5,000円減額補正されておりましたので、確認も含めて、平成30年度減額補正されている理由をお聞かせいただきたいのと、あわせて現在の特定健診の受診率、現時点でわかってる範囲でお聞かせください。

質問2です。予算概要に移ります。166ページ、特定健康診査等事業の人間ドック助成金です。これ、予算が130万円計上されておりまして、この人間ドック助成金は平成30年度から始められてると認識しております。それで比較しますと、始めて2年目ですけど、52万円減額されてるんですね。この減額されてる理由と、今途中でしようけど、平成30年度の取り組み内容、実績について、あわせてお聞かせください。

質問三つ目、これ最後です。予算概要同じく166ページの保健事業の、先ほどちょっとご説明あったと思うんですけども、フレイル健診受診勧奨受付業務委託料を見てますと、197万3,000円が計上されてました。また、ほかに保健器具費が149万4,000円計上されてましたので、関連性があるのかなというふうに思うんですけど、それぞれの内容について、1回目、お聞かせください。

以上です。

○森西正委員長 答弁をお願いします。

森崎課長代理。

○森崎国保年金課長代理 それでは私のほうから補正予算に係る光好委員のご質問にお答えします。

補正予算書は10ページでございます。

特定健康診査等委託料の減額につきましては、対象被保険者数の減少により、当初見込みの受診者数に届かないことから、減額補正するものでございます。

なお、今年度の特定健康診査の受診につきましては、6月から10月にかけて大阪北部地震、猛暑、台風等により、例年以上に夏場の受診数が伸びないという現状がございました。11月の健康づくり月間以降は一定の受診者数を確保しておりますが、結果的に減額するものでございます。

なお、平成29年度は受診率が法定報告値で29.9%、平成30年度は前年度ベースをやや下回る見込みの推移となっております。

以上でございます。

○森西正委員長 安田部参事。

○安田保健福祉部参事 それでは私のほうから質問番号2番、人間ドックに関するご質問にお答えさせていただきます。

まず、平成30年度の人間ドックの状況でございますが、本市におきましては、被保険者の生活習慣病の予防及び早期発見につなげるため、特定健診を実施いたしておりますが、人間ドック費用助成の申請もあわせて、ご提供いただく健診結果データをもつて特定健康診査の受診率とみなすことができますことから、今年度より実施させていただいてるところでございます。

平成30年度につきましては初年度ということで、他市の状況等を踏まえて予算を計上させていただいたところでございますが、今年度、現在の申請状況について、

本年2月末現在で47名の方にご申請いただいております。最終的には60件ぐらいの見込みとなるのではないかとということで、平成31年度は100名分ということで予算を計上させていただいたところでございます。

続きまして質問番号3番、フレイル健診の委託料の中身と保健器具の中身についてのご質問でございます。

まず委託料の中身でございますが、フレイル測定そのものは国立栄養・健康研究所のほうが大阪府より委託を受けて実施するものでございます。本市はフレイル測定の実施環境を整える部分を担い、被保険者の方への勧奨通知ですとか、申し込みの受け付け、そういったものを委託するものでございます。

また、保健器具費の内容としましては、筋量や握力をはかるためのデジタル体組成計、握力計、それを各2台、滑舌の状況をはかるための口腔機能測定器、こういったものを2台購入する予定をいたしております。

以上でございます。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。それでは2回目の質問させていただきます。

質問1、減額補正の理由につきましてと受診率をお聞かせいただきました。地震の影響もあったということで、受診者は見込んだ人数より少なかったと理解しました。受診率をお聞きしますと、以前の答弁に聞きました平成28年度からも少し下がっているように理解いたしました。

特定健診の受診率向上に努めていただいていると思います。電話であったり、はがきの受診勧奨等々やられてるとは思いますが、昨年の決算審査でも述べまし

たけど、やはり急に上がることでもないかと思っておりますので、地道に取り組んでいただけますように、要望としておきます。この質問はこれで終わります。

質問二つ目、166ページの人間ドック助成金の減額理由と平成30年度の実績をお聞きしました。現在47名というところでした。これ昨年聞いたときは140名ぐらい見込んでるというふうに最初おっしゃってたと思います。今回60名ぐらいということなんですけど、まだまだ届いていない状況ですので、さらなる利用者をふやしていく必要があるかと思っております。

そういった意味も含めて、どのようにこれから周知されようとしているのかということと、やはり今までと違ったアプローチも必要ではないかと思っております。そのあたり、お考えをお聞かせください。

三つ目、フレイルのところの委託料の内容と保健器具の内容です。本市でフレイル測定をする準備というか、そういうことですね、わかりました。

フレイル健診は、対象が、フレイルという高齢者のイメージありますが、アンケートを見てましても40代からになってるかと思っております。私も含めてですけど、フレイルというのはまだまだ認知度も低いですし、あるいは私も含めて40代、50代にとってまだまだ関心が薄いと思っておりますので、これから、せっかく国立健康・栄養研究所とコラボしてやるということでいきますと、どう関心の薄い層に働きかけること含めて進めていかれようとしているのかということ、2回目お聞かせください。

以上です。

○森西正委員長 安田部参事。

○安田保健福祉部参事 では、2回目の人

間ドックの周知についてのご質問にお答えさせていただきます。

人間ドックの周知につきましては、4月に送付しましたパンフレット、特定健診のご案内におきまして、人間ドックの費用助成の紹介ページを設けるとともに、広報誌やホームページを通じて、また特定健診の受診勧奨のチラシにも制度の案内を盛り込む中で、各種イベントで配布するなど、これまで周知に努めてまいったところがございます。

また、昨年、健診の専門機関であります健都健康管理センターも設置がされておりますので、今後につきましては健診機関等にパンフレットを設置していただくなど、制度周知の協力について、関係機関に働きかけをしてまいりたいと考えております。

続きまして、フレイルの測定に関する実施についてのお問いでございます。

本市につきましては、特定健診の受診率が低下しているという状況を踏まえまして、特定健診の未受診者対策の一環として、フレイル測定とあわせて出張型の特定健診の実施も今検討をしているところでございます。

受診率の状況としましては、決算審査のときもご答弁させていただいたんですけども、安威川以南の受診率が相対的に低いということから、安威川以南のほうで出張健診をあわせてできたらというふうを考えております。

また、その他健康まつりの際、保健センターにおいても、測定会も実施したいと考えております。

実施につきましては、認知症予防等、そういった各種の取り組みとタイアップした形で実施していく中で、できる限りご参

加いただけるようにと考えております。

いずれにしましても、具体的な実施方法につきましては、また今後、国立健康・栄養研究所や大阪府と協議をしていく中で決定していくということになっております。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。3回目は要望とさせていただきますけども、最初の間ドックの周知方法、これから健都等とコラボしながらパンフレット設置も働きかけていくというお答えでした。

実は私も50歳近くになってきてるんですけど、同年代も人間ドック、そろそろ受けなあかんという話もありますし、実は最近、同学年の方が人間ドックを受けてがんがわかったという話もでございます。ですから、ぜひパンフレットもそうですが、受診をもっともっと促していただきまして、特に40代半ばぐらいから機能障害等々いろいろ出てくるかと思っておりますので、対象者の方々にさらなる周知のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。要望とさせていただきます。

それと質問3のフレイル健診の進め方につきましてお聞かせいただきました。ご答弁にもありましたように、出張健診するとか、あるいはイベントを活用したことをやられるということで、また特定健診との抱き合わせをすることによつても受診率向上の一つ、あるいは多くの方に健診を受けていただくには、有効な手段ではないかなというふうに考えます。

本市は、いろいろなところで触れてますけども、高石市と並んでフレイル予防の事業モデル地区ともなっておりますので、ぜひ、先ほども言ひましたけど、関心の薄い世代も巻き込みながら、これからも力を入

れてやっていただきたいと思います。要望としておきます。

以上です。

○森西正委員長 ほかにございますか。

中川委員。

○中川嘉彦委員 それでは、議案第4号について、2点質問させていただきます。

まず、予算概要160ページ、国保年金課の賦課徴収事業です。1,135万2,000円、国民健康保険の広域化により、給付費については大阪府が全額賄うようになりました。財政の安定化が図られるということになりましたが、その反面、保険料の徴収、これは各市町村が責任を持つことになりました。特別会計予算書10ページに記入してありますように、その保険料、その予算額が示されておりますが、本市の今の現在の収納状況、そして収納対策、それについて1点お聞かせいただきたいと思ひます。

次に、同じように国保年金課、保健事業2,885万7,000円、これは市長が市政運営の基本方針で示されました、せつつ服薬適正化プロジェクトについて、主に多剤服薬による健康被害を防止することを目的としていると思ひますが、一方で減薬あるいは残薬調整ができることにより、医療費の削減効果もあると思ひます。現在の摂津市の調剤費の現状についてお教え願ひます。

以上、2点です。

○森西正委員長 安田部参事。

○安田保健福祉部参事 それでは、中川委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のご質問、収納状況と対策というところでございます。平成30年度の保険料の状況でございますが、現年度分の国民健康保険料につきましては、前年同

月をやや上回るという収納状況で現在推移をしております。

次に収納対策につきましては、まずは保険料の滞納を防止するという観点から、納め忘れの初期未納者に対して、コールセンターを利用した勧奨を行うなど、未納対策を引き続き行ってまいります。また、未納保険料の状況等を見ておりますと、既に国保から脱退されているにもかかわらず、保険料の未納を放置されているという方も見られます。そのため、社会保険に加入される等をして国保資格を喪失した世帯、こういったところにも集中的な対応を行うことで、適正な保険料の収納確保に努めてまいりたいと思ひております。

2点目の服薬適正化のご質問についてでございます。

摂津市における調剤費の現状についてでございますが、摂津市の国保における直近の3か年の推移で申しますと、平成27年度で調剤費用が約10億9,000万円、平成28年度で約14億4,000万円、平成29年度でも約14億1,000万円という状況となっております。

調剤費の費用額としては、被保険者数の減少や薬価の減額改定等により、減少傾向にあるものの、平成29年度は費用額こそ下がっているものの、高額医薬品の保険適用などにより、1人当たりの費用額で見ますと、平成28年度より伸びており、今後増加がうかがえるという状況でございます。

以上でございます。

○森西正委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 ありがとうございます。

賦課徴収事業については、納めてる方と納めていない方の不公平感がないように、今後もしっかりと取り組んでいただきたい

いと思います。

そして次に、2番目の保健事業、これは多剤投与については、無駄な調剤費、つまり医療費の削減に摂津市としても取り組むべきだというのが課題だと改めて認識しました。

今回のこの服薬適正化推進事業の効果、あるいは目標設定について、2回目、お教えいただきたいと思います。

○森西正委員長 安田部参事。

○安田保健福祉部参事 せっつ服薬適正化プロジェクトにつきましては、目的についてはあくまで市民の健康リスクの軽減というところがございしますが、取り組みの結果として、委員がおっしゃいますように、調剤費の抑制という効果も一定期待できるものと考えております。

国や大阪府の医療費適正化計画で掲げる算定式、こういったものに基づいて、6剤以上の1人当たり調剤費と、5剤の1人当たり調剤費の差を半減、そこを目標と考えておりまして、年間約1,600万円程度の抑制を図ることを目標として掲げております。

以上でございます。

○森西正委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 多剤投与とか無駄な調剤というのは、よくテレビとかでやって、ほんまに無駄やなと思うことが多々ありますので、しっかりその辺は見きわめて精査していただいて、進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○森西正委員長 ほかにございますか。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 それでは質問させていただきます。

まず、平成30年度の補正予算ですけれ

ども、1番目、予算書10ページ、一般被保険者療養給付費、5,100万円を補正をされているということですけども、その中身について説明をお願いしたいと思います。

それから2点目に、特定健康診査等事業費について、同じく予算書10ページですけども、これは先ほど質問がありまして、地震や台風等によって特定健診受診率が減少したということございまして。平成29年度よりもちょっと下回るということですので、それによる減額であるということはよく理解をしたところでございます。それぞれ平成30年度の目標値があつて、大分目標値よりは低いですね、29.9%ということで、45%という目標値があつたと思いますけども、しっかり目標を目指して頑張っていたいただきたいなと思っています。

あと、人間ドックの話も、初年度やから140名ということで目標値で進められたということですけども、これは60名を目標に予算を減額された。初年度ですからね。しかし周知、しっかりまたしていただきまして、できるだけ多くの方がやはり人間ドックを受けていただくことは非常に有効やと思いますから、これは平成31年度しっかり頑張ってください、お願いしておきます。これは要望としておきます。

それから3番目、平成31年度の予算についてでございますが、第三者納付金についてです。特別会計予算書で14ページになります。款5諸収入、項1雑入、目1一般被保険者第三者納付金についてです。

先ほど補足説明の中で被保険者が減ってるという話もありましたけども、この第三者納付金については、これは交通事故に遭ったときに保険を適用して、後でお金を

返してもらうという制度だと思えますけど、38万7,000円の増額となっています。それから、退職者被保険者等第三者納付金については、前年度よりも30万円減額というふうになっていますので、これについて説明をお願いしたいと思います。

それから4番目、一般被保険者療養給付費についてです。予算書20ページ、款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費。前年度から1億1,523万8,000円、13%増額をされており。これはいろいろ高額医療費とかが原因だということで先ほど説明がありましたけども、一方で退職被保険者等高額療養費については、220万7,000円、48%減額されている。これも被保険者が減ったからという説明がありましたけど、もう少し詳しく説明を加えていただきたいと思えます。

5番目、特定健康診査等事業について。予算書26ページ、款5保健事業費、項1特定健康診査等事業費について、この特定健康診査等委託料について、前年度から52万1,000円を増額されていますけど、この中身について説明をいただきたいと思えます。

次に6番目、保健衛生普及費について。予算書26ページ、款5保健事業費、項2保健事業費、目1保健衛生普及費について、総額では前年度より861万円、42%増額になっています。先ほども新しい事業のことも説明がありましたけども、もう少し詳しく、ほかの事業費なんかも上がっている部分があると思えますから、説明を加えていただきたいと思えます。

7番目、第2期保健事業実施計画について。これは本当は一般会計予算の審査のときに聞いたらよかったですけども、この

第2期保健事業実施計画がありますね。この中に、76ページにポンチ絵が書いてありまして、いろいろ取り組むと。これは国保年金課で取り組む項目と、それから保健福祉課で取り組む項目がごっちゃになっていますけども、特定健診があって、特定保健指導があって、その下にハイリスク等の取り組むいろんな事業が書かれています。このうちの多くは国保年金課でも取り組んでいるということでございますが、市長が市政運営の基本方針の中で、国立循環器病研究センターと市内かかりつけ医による病診連携のネットワークを構築し、循環器病を初めとする生活習慣病の予防と制圧に向けた取り組みを進めていくと言われました。

概略で言いますと、どこにどう国立循環器病研究センターがかかわってくるのかということ、概略で教えていただきたいと思えます。

それから8番目、保健センター健康推進委託料について。これ、予算書27ページのところに載っていますが、保健センター健康推進委託料250万円、この委託内容についてご説明いただきたいと思えます。

9番目、若年者健診委託料について。同じく予算書27ページに書いてます。若年者健診委託料116万8,000円について、これについて委託内容のご説明をいただきたいと思えます。

10番目、糖尿病性腎症重症化予防事業委託料について。同じく予算書27ページに、委託料290万円と載っていますが、この委託内容についてご説明をお願いします。

11番目、療養費適正化推進業務委託料、同じく27ページに載っていますので、その委託内容についてご説明をお願いします。

12番目、ヘルスアップ事業委託料について。同じく予算書27ページに委託料250万円って記載されてますので、その委託内容について。

13番目、フレイル健診受診勧奨受付業務委託料について。先ほど質問がありましたけども、委託料197万3,000円となっております。この委託内容についてご説明ください。

14番目、服薬適正化推進事業委託料。これも同じく委託料537万9,000円となっております。この委託内容について1回目、ご説明をください。

以上です。

○森西正委員長 安田部参事。

○安田保健福祉部参事 それでは、藤浦委員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、質問番号1番、補正予算の療養給付費の5,100万円の増額の理由でございます。保険給付費の増額につきましては、70歳の到達に伴うこれまでの7割給付から8割給付に移行されるという方の増加ですね。こういった要因と高額医薬品を初めとする超高額医療費、また、今年度インフルエンザの大流行といったところも予算が不足したという要因となっております。

その上で補正予算につきましては、最終の支払い額も残っておりますことから、給付の不足が生じないよう、少し余力を持った形をお願いしているところでございます。

続きまして、質問番号3番の第三者納付金のお問いのところでございます。第三者納付金につきましては、交通事故による傷病により被保険者が保険診療をされたことにより加害者に対する損害賠償請求権

を被保険者のほうが代理取得して、収納を確保させていただくものでございます。

予算につきましては、これまでの状況等を鑑みて計上させていただいたところでございます。

また、退職被保険者につきましては、こちら高額療養費のところの減額の理由にもなるのですが、平成20年度の制度改正により退職被保険者につきましては廃止の方向ということで決まっております。平成27年度から新規の適用をせずに、現在の加入者が65歳到達して前期高齢者に移られるまでの段階的な制度廃止となっており、平成31年度は昨年の被保険者数に比べまして51名減少の約11名ということで見込んでおりますことから、こういった収入や支出についても退職被保険者に係るものは大きく減少しているというものでございます。

ただ、第三者納付金につきましては、交通事故から一定求償が完了するまで期間を要することから、一定額は見込んでおるという状況でございます。

続きまして、高額療養費の増額につきましては、やはりここにつきましても、超高額な医療費により1件当たりの単価が増額になることや、70歳になられることで高額療養費の自己負担がかなり下がりますので、件数が増加すると。そういった部分もありまして、一般被保険者につきましては、これまでの状況も見ながら増額とさせていただいたところでございます。

続きまして、飛びまして質問番号11番、療養費の適正化の委託の内容でございます。こちらにつきましては、柔道整復や鍼灸、マッサージの施術を受けられている方で、長期受診及び頻回受診をされた方を対象にアンケート調査や療養費の支給要件

について周知を行っているものでございます。

これにつきましては、対象者の抽出を行いアンケートで、どういった内容で受診をされたかという調査等を委託をしているものでございます。

続きまして、質問番号13番、フレイル健診の委託の内容でございます。先ほどの光好委員のところでもご説明させていただいた内容と重複するものでございますが、国立健康・栄養研究所との連携を行う中で、対象者への受診勧奨、そういった通知、それと当日の受付というようなところを委託するという内容でございます。

続きまして、質問番号14番、服薬適正化の委託料の内容でございますが、こちらにつきましては、複数の医療機関を受けられて調剤薬局も別々に行かれています。こういったところでどうしても多剤になるとか、薬を重複で受けられていると。こういったところの方を抽出してお手紙でご通知させていただくというような事業となっておりまして、このレセプト情報から対象者の抽出、それと通知、こういったところを委託するというものでございます。

私のほうからは以上でございます。

○森西正委員長 森崎課長代理。

○森崎国保年金課長代理 それでは、私のほうから保健事業に係る質問に順次お答えさせていただきます。

まず、質問番号2番ですが、特定健診受診率に関してでございます。本市の特定健診受診率は、平成26年度以降伸び悩んでおります。

理由といたしましては、全体的な被保険者数の減少の中で受診率の高い高齢者、70歳から74歳の方が後期高齢に移行してしまうということが1点と、40代の受

診者、働き手のところがやはり低いところ、さらには60歳代の受診率が低いというところが現状でございます。

先ほども申し上げましたが、平成29年度で29.9%、府内平均が30.3%で、府内平均を下回る状況になっております。引き続き未受診者勧奨としまして、電話、あるいは、はがきによる勧奨を続けてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号5番、特定健康診査等委託料の中身についてでございます。当該委託料は、特定健診及び特定保健指導に係る委託料で、いずれも保健センターとの契約によるものでございます。

全体としましては、特定健診の対象となる被保険者数が減少傾向にあるものの、特定保健指導の実施率の伸び、また平成31年度においては、下半期において消費税増税に伴い健診単価が増額となるため、予算額全体では微増となっております。

続きまして、国立循環器病研究センターとの連携という話でございます。本市と国立循環器病研究センターは、平成27年4月に連携強化に関する基本協定を締結し、具体的な内容としましては、STOP MIキャンペーンであったり、国保年金課においては特定健診への医師派遣等、また、健康講座の助言指導を受けております。

症例検討会の開催についても実施しておりまして、本市医師会、歯科医師会、薬剤師会及び市保健センターの専門職と本市の保健福祉課等の関係者が集まり、国立循環器病研究センターの専門職のドクターを招き、アドバイスをいただき症例検討を行って、ネットワークの構築を進めているところでございます。

続きまして、質問番号8番、保健センター健康推進委託料についてでございます。

この委託につきましては、被保険者の健康の保持・増進と健康に対する意識の向上を図ることを目的とした事業で、保健センターに委託しております。

委託事業の内容としましては、健康の心づくり事業としまして、各種団体への要請に基づき健康増進を目的とした講演会、体操教室、食の生活改善に係る講座への講師派遣を行っております。

また、そのほかに健康相談であったり、若年者に対する健診管理の書類の発送、保健指導等を実施しております。

続きまして、9番目、若年者健診委託料でございます。若年者健診は、本市の16歳から39歳の若年層に対する健診の実施をしております。

当該委託料は、健診の実施に係る委託料でございますが、平成30年度につきましては、1月末現在で98名の受診となっております。

対象となる被保険者数の減少に伴い、前年度比2%減で予算計上をしております。

続きまして、10番目、糖尿病性腎症重症化予防事業委託料でございます。本事業は、特定健診データ及びレセプトデータから基準に該当し、腎症が重症化するリスクのある被保険者に対して保健指導を行い、人工透析への移行を防止することを目的とした事業で、翌年度にはフォロー事業として糖尿病性腎症重症化予防栄養指導事業を実施しており、こちらも国立循環器病研究センター監修のプログラムに基づき料理教室タイプの栄養指導となっており、これら二つの事業に係る委託料でございます。

なお、予算計上額は前年と同額でございます。

続きまして、12番目、ヘルスアップ事

業委託料でございます。内容としましては、特定保健指導未利用者対策事業委託料とスマホd eドック。これは送付型自己採血キットを用いた保健事業ですが、これらの二つで委託料として構成されております。

後者のスマホd eドック事業につきましては、スマートフォンを活用することで、より利便性の高い保健事業となっております。

また、検査結果をスマートフォンで確認できることから、若年者の健康意識の向上を目的としており、若年者健診、あるいは、その後の特定健診の実施につながる取り組みとして注力しているところでございます。

以上でございます。

○森西正委員長 安田部参事。

○安田保健福祉部参事 質問番号6番のほうは抜けておりましたので、質問番号6番の保健事業費の861万円の増額の理由でございます。

先ほど保健事業のいろいろ説明をさせていただいた中と重なるところではございますが、事業内容としましては、特定健診の対象前の世代を対象にした若年者健診。セルフ健康チェックサービスの事業。そういった事業や糖尿病性腎症の予防という事業。こういったものを引き続きやっているのに加えまして、平成31年度新たに服薬適正化推進事業、フレイル測定会と、こういった部分が増額となった要因となっております。

以上でございます。

○森西正委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 どうもありがとうございました。ちょっと多くの質問になりましたけれども。

まず、補正予算のこの1番目、一般被保

険者療養給付費についてでありますけども、いろいろインフルエンザの話とかありましたけども、この平成30年度の医療をめぐる環境、状況について、先ほど後期高齢者のほうに移行されたとか、いろんな形のこともありますけども、医療費の高額化の話とか、オプジーボは随分使われているなど、私は実感して、身近な人も結構何人もオプジーボを使ったけどあかんかったという人も出てきましたけどね、そういうことも踏まえて、医療費のことも踏まえて、総合的に平成30年度の医療環境をどのように評価されてるのかということ、今後の見通しも含めながら、見通してもう保険者と違うので全体を把握してということではないかもわかりませんが、いつも聞いてますから、教えていただきたいと思います。

それから、3番目です。第三者納付金についてです。前年の実績に基づいた金額ということで言われましたけれども、最近の医療機関の対応ですね、いろいろ過去では事故を起こしたときに病院によっては保険は使わせないというような病院があったりとかいうのがありました。これは事故は基本的には使わないということになってますし、実費負担というのが原則なんですけども、病院に了解をもらえれば保険は一時使ってもいいというふうなことになってると思いますけども、その辺の医療機関の対応の状況ですよ、わかれば教えていただきたいと思います。

それから4番目、一般被保険者療養給付費についてでありますけども、これも平成30年度と同じようなことになりそうですけどね、いろいろ環境が、状況が変わり、被保険者の人数が減っていったというふうなこととか、また、どんどん高齢に移行

されていってるとかいうようなことがあると思いますけども、そういうことも踏まえて、今後の見通しはどのようになっていくのかということです。

2025年問題と言われるように、2025年には団塊の世代の人が後期高齢を迎えるということで、今2019年ですから、今69歳とかぐらいがちょうど頂点のところ辺にいらっしゃると思うんですけども、これがどういうふうに変化していくのかなというのを認識しておきたいので、ご答弁いただきたいと思います。

それから5番目、特定健康診査事業についてであります。受診目標が第2期保健事業実施計画に載ってますね。この計画で言いますと、平成31年度は45%になると思うんですけど、ちょっと乖離がね、まだまだ頑張らんといけないというふうになるんだと思うんですけども、平成31年度達成するために、この計画で言うと受診勧奨、はがきと電話で受診勧奨をするということですよ。

そして、平成31年度はその対象者の精査や見直しも行うということを書いてありますけども、そういうことも踏まえて、どういうふうなご努力を考えられてるのか、ご答弁お願いしたいと思います。

それから6番目、保健衛生普及費についてです。さまざまな事業が、予算で記載されていますし、しっかりとこの健康づくりのための取り組みをされてると思いますので、この後に一つ一つまた質問しますが、今後もししっかり取り組んでいただきたいと、ここのところは要望としておきたいと思います。

7番目の第2期保健事業実施計画についてでありますけども、国循がこんなふういろんな形でかかわるということで、先

ほどいろんな健康講座の講師をしてもらったりとか、特定健診で医師として健診に加わってもらったりと。私も特定健診を毎年受けてますけども、去年受けたときは国循の先生でした。

そんなふうにやってもらおうとか、あと、症例に対してのアドバイスをもらおうとか、いろんな形でかかわってもらってると思うんですけど、なかなかそういう国立の病院が、市に恐らくこんな形でかかわるのは例もないし初めてのことなんだろうと思うんですね。

国循もやっぱりそういう意味では、随分積極的にかかわって摂津市のこの状況をもとにしっかりと研究をしていこうという気持ちなんだろうと思うし、摂津市もそれにうまいこと乗かって市民の健康づくりをしっかりとやっていこうということで、これ、利益も合致してるんだろうと思いますけども、そういうことについて担当者の評価を一度、この国循のことについて、評価を言っていただきたいなと思います。

8番目、保健センター健康推進委託料についてです。いろいろ保健指導やとか各種健康講座をやられてる講師の派遣料とかいろんなものがこの中に入ってるということは先ほどお聞きをいたしました。これもしっかりと多角的にやっていただけてますから、しっかり継続をして続けていただくように、これは要望としておきたいと思います。

それから、若年者健診委託料について。これ、16歳から39歳までの年齢の人に対して勧奨はがきを出してそういう健診を受けてもらうという取り組みとしてやっていくということでございますので、これもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。これも要望としておきます。

それから10番目、糖尿病性腎症重症化予防事業委託料について。これもこの第2期保健事業実施計画の中にしっかりとこの計画が入ってまして、成人病の進行をしっかりと食い止めていくというような取り組みを行っていただいておりますので、その成果がしっかりとあらわれるように、これ、平成35年度までの取り組みとしてしっかりと目標も書いてありますから、目標が達成できるように、当然、毎年、毎年総括をされると思います。平成30年度ももう終わりますから、しっかりまた総括されて、平成31年度に向かっていかれると思いますから、これもしっかりと取り組みをお願いしたいと思います。

あわせて11番目、療養費適正化推進業務委託料。これはアンケート調査をしながら、適正化をするための業務を委託をしていくということでございましたけど、これ、委託先をどこに委託されるのか、教えていただきたいと思います。

それから12番目、ヘルスアップ事業につきましても、先ほどご説明ありました。さまざまに取り組んでいただけておりますから、これもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。これも委託先ね、どこに委託をされるのか教えてください。

フレイルについて。これ、国立健康・栄養研究所と初めてこれから行っていくという連携した事業になるわけですが、国立健康・栄養研究所が具体的になかなか何をやらしてもらえるのかというのがこれまで発表がしなくて、こっちに来るということは決まっていたけども、それをどんなふうに摂津市とかかわってもらえるかというのがここで初めて出てきたわけですが、新聞にはもうちょっと突っ込んだ書き方がされまして、フレ

イル健診は、まず2019年度に400人を目標に摂津市の特定健診に上乘せして実施する。筋肉量測定には、エックス線ではなく微弱電流による体組成計を使ってコストを抑える、握力や歩行速度、椅子からの立ち上がり、ガムのそしゃくテストなどの身体機能も測定するというふうに、これに約30項目のアンケート結果も加えて総合判定をすると、新聞では記載されていましたが、この辺の主立ったところは、全部、国立健康・栄養研究所が行うということで、摂津市としてはその受付とか、それから案内なんかについてこの委託をするというふうにおっしゃってたと思いますが、これも委託先を教えてください。

どこまでかわかるかというのは、今さっき言われましたね。それで結構です。

それから14番目、服薬適正化推進事業委託料についてでありますけれども、これは薬剤師会と一緒にやらせていただくということで、薬剤師会も随分頑張っていたなと、頑張っていただけなというふうに期待をしているところでございます。

これも、レセプトからこれを割り出して、そしてそれをもとにやっていくということになると思うんですけどね、これも委託先がどこになるのか。

それから、薬剤師会が活性化をしてきているということで、大変喜ばしいことだろうと。これは大阪で初めての取り組みということになるということですけども、どれぐらいの方が実はそういう6種類以上の薬を使ってる対象者になりますというのがわかってれば、教えていただきたいと思えます。

それから、目指す削減額、先ほど1,600万円っておっしゃいましたので、新聞

にも載ってますが、その辺も含めて内容を教えてください。

以上です。

○森西正委員長 暫時休憩します。

(午後2時58分 休憩)

(午後3時29分 再開)

○森西正委員長 再開します。

それでは、答弁をお願いします。

安田部参事。

○安田保健福祉部参事 それでは、まず質問番号1番、平成30年度の医療費の状況ですね、オプジーボ等を踏まえて、総合的にどういった状況なのかというお問い合わせでございます。

委員がおっしゃいますように、オプジーボにつきましては当初の適用範囲からいろんながんに範囲が広がってきており、摂津市におきましても対象がふえているという認識はございます。

また、被保険者の減少によりまして、保険給付費総額としましては、これまで減少傾向でありましたが、医療の高度化や団塊の世代の70歳到達に伴いまして、1人当たり保険給付費の伸びは顕著となってきました。平成29年度決算及び平成30年度決算見込みでも、当初予算を上回るという状況となっております。平成31年度についても引き続き増加するという状況を見込んでおります。

そのほか、平成31年度におきましては超高額医療費の第2弾と言うべき治療薬の保険適用が見通されているということもございます。そういったところから、平成31年度についても医療費のほうは少し余裕を見た形での予算の計上をさせていただいたところでございます。

続きまして、質問番号3番、第三者納付金についてのお問い合わせでございます。

医療機関の対応というお問い合わせでございます。

交通事故等の第三者行為により医療機関を受診される場合は、必ず保険者への第三者行為の傷病届というお届けが必要となっております。

しかしながら、保険は医療機関では使っておられるんですけども、お届けがないという状況もございますことから、そういった方につきましてはレセプトの内容ですね、点検をした上で、第三者行為のお届けをいただくような勧奨の通知をさせていただいて、求償額の確保に努めていっているところでございます。

続きまして、質問番号4番、高額療養費の今後の見通しという団塊の世代等も含めた今後の見通しでございます。

高額療養費につきましては、先ほども申しましたとおり、団塊の世代が、平成29年度から平成31年度にかけて70歳到達されていくことになっております。70歳到達されることによりまして、給付割合が7割から8割給付、また高額療養費におきましては外来の限度額が新たに設定されるなど、高額療養費の対象件数の増加というのにつながっております。

実績で申しますと、平成29年度の状況で言いますと、70歳以上の高額療養費の割合として、件数の割合で言いますと全体の約64%が70歳以上の方の高額療養費の支給となっております。今後も、件数等はふえていくものではないかと考えております。

続きまして、質問番号11番、療養費適正化推進業務委託のお問い合わせでございます。

まず、委託先につきましては、レセプトの点検等を主に行っている業者から、見積もり合わせをさせていただきまして、平成

30年度については株式会社日本サポートサービスという会社のほうに委託を行っております。

続いて、質問番号13番、フレイル健診の委託先というところでございます。

委託につきましては、今後となっておりますので、委託先はまだ決まってはおりませんが、基本的には出張型の特定健診と同時実施を考えておりますことから、健診機関を軸に選定はしてまいりたいと考えております。

続いて、質問番号14番、服薬適正化についての、こちらも委託先と対象者ということでのお問い合わせでございます。

委託先につきましては、こちらも来年度選定となっておりますが、調剤レセプトから対象者の絞り込みをするため、基本的にはレセプトの分析等を行っている業者を予定いたしております。

対象者数でございますが、国保被保険者のうち6剤以上のお薬を服薬されている方を基本に考えており、最大1,500人を想定いたしております。国保データベースから抽出した平成30年11月の1か月だけではございますが、状況を見てみると、30日以上処方日数で6剤以上の処方を受けた方というのが1,819名様おられます。ここから、一過性の方もおられますので、精査する中で、およそ1,500人を対象ということで、委託のほうは見込んでおります。

私のほうからは以上でございます。

○森西正委員長 森崎課長代理。

○森崎国保年金課長代理 では、私のほうから質問番号5番、特定健診未受診者対策事業に係る工夫、見直しについてご答弁申し上げます。

本市におきましては、未受診者対策は電

話勧奨とはがきが基本となっております。まず、電話勧奨の見直しでございますが、本年度から少し工夫をしております。その一つとして、まず受診勧奨の案内の際に、人間ドックを利用された方がおられましたら、その制度のご案内と助成のほうを促しております。

また、もう一点は受診の際に既に職場で健診を受けられたという方に関しましては、職場健診結果の提供依頼をしております。こちらにつきましても、同様に特定健診の受診率向上につながります。人間ドックのほうでは約60件程度、職場健診のほうで約40件程度で、合計100件を見込んでおります。100件というのは小さい数字ではございますが、約0.5%の受診率増につながりますので、一定の効果があると思っております。

なお、今年度の電話勧奨そのものの効果でございますが、1月末現在で686件の予約を獲得しております。

続きまして、はがきによる勧奨でございます。こちらのほうも、平成29年度で様式の変更、平成30年度も同様に様式の変更をしており、なおかつ送付回数を2回に分けて実施しております。11月におきましては、受診率の低い特定地域の年齢層に対して送付をし、1月に残りの未受診者に対しても送付をしており、引き続き分析を行った上で、平成31年度も未受診対策のはがきを送る予定にしております。

続きまして、質問番号7番、国立循環器病研究センターの連携による担当者としての評価ということで、一概には申し上げられませんが、担当者としましてはまず現場レベルで特定健診での医師の派遣、あるいは国保年金課におきましては栄養指導プログラムの活用といった恩恵を受けて

いるところでございます。

また、昨年12月に脳卒中・循環器病対策基本法が成立し、高齢化により増加が予想される心不全など、心臓病の患者に対応するため、予防を推進されるとされており、国立循環器病研究センターが主要な役割を担うと聞き及んでいます。こういった国規模の事業に関しても、関わられるかもしれないということも含めて、期待を持って関わらせていただきたいと思います。

続きまして、質問番号12番、ヘルスアップ事業委託料についてでございます。

中身の一つとしまして、特定保健指導未利用者対策事業につきましては、保健センターに委託しております。スマホドック事業につきましては、平成30年度はKDDI株式会社に委託しております。

以上でございます。

○森西正委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 そしたら3回目をさせていただきます。

先ほど平成30年度、また平成31年度を見越した状況、医療に関連をする状況について説明をいただきました。こういう状況の中で、これから本当に高齢化が進んでいく、また高額医療が進んでいくという状況だと思いますし、そういう中で少子化も進んでいくという中ですが、しっかりとこの医療の削減に取り組んでいただいで、適正な国民健康保険の展開ができるようにね、これからも鋭意努力をお願いしたいと思います。なかなか市単独でなくなったので、大阪府全体でということになりますから、その削減した努力がどういうふうに関われるのかというのは非常にクエスチョンな部分もありますけど、これからも引き続き健康づくりとかについては、市民についてやっぱりしっかり取り組んで

いくべきことですから、あわせてお願いしたいと思います。これからもよろしく願います。要望としておきます。

3番目の第三者納付金についてでありますけども、これも適正にやっていただくようによろしく願いたいと思います。中には恐らく、交通事故なんだけども、保険でそのままいってしまってるようなケースもあるかもわかりませんが、それはもう仕方ないかもしれませんが、とにかく適正化をしっかりと進めていただきたいと思います。これも要望です。

それから、4番は同じ内容なんで、よろしく願います。これも要望です。

5番目、特定健康診査等事業ですね、いろいろ工夫をしていただいて、特定健診を伸ばせるようにということでございますが、残念ながら平成26年度の健診率を天にずっと下がってきているんですよね。ついに大阪府平均と逆転して、大阪府平均より高かったんですけども、先ほど台風やいろんなことがあった、地震があったとしても、逆転をしたということでございますから、何とかそれが数字に出るように、また回復できるように、ぜひ頑張ってください。よろしく願いたいと思います。

それから、7番目、国循とね、いい関係でいい形で本当に、まさにモデル事業として今いろんなことを取り組んでいただいていると思いますので、さらに関係性をしっかりと深めながら、こっちはこっちでまたしっかりそれをうまく利用といいますか、使って摂津市の健康づくりをさらに増進していただくように、鋭意これからも努力してください。よろしく願います。頑張ってくださいね、これね。

それから、11番目、レセプトを扱っている、平成30年度は日本サポートサービ

スというところに委託をしているということでしたね。これじゃあ平成31年度に入ってからまた選択をされるということになるんですかね、入札なりされるんだと思いますけども、個人情報ですのでね、その辺もしっかり守っていただきながら、これも進めていただくようお願いしておきたいと思います。要望です。

それから12番目、ヘルスアップ事業、スマホドック、これ去年から始めた事業で、余り私も経験がないので一遍自分なりにしっかりと経験していきたくて思っていますが、これもしっかりと取り組んでください、どうぞよろしく願います。要望です。

13番目のフレイル健診勧奨受付業務、この勧奨業務は先ほど実際にやる場所は国立健康・栄養研究所がやるので、市としての委託するのは先ほど言われましたね、出張の特定健診なんかもやるから、それと同時に募集をしていきますということでございますので、これもしっかりと周知をね、やっぱりせなあきませんわ、さっきもありましたけど。なかなかフレイルってね、聞きなれない言葉でなじみませんので、周知もしっかりと、丁寧にしていただきながら、功を奏するように丁寧をお願いしたいと思います。頑張ってください、これね。

それから14番目、服薬適正化推進事業委託料、この委託先はてっきり薬剤師会かと思ったら、違うんですね。これもレセプトの点検をしているところがやるので、そこへ発注をして、薬剤師会には一緒にやってもらうけど、薬剤師会には何も委託がないわけやね。薬剤師会はどんなメリットがあるんですか、これ参加することによって。

対象者は1,500人が目標ということでございましたけども、薬剤師会が随分活

性化したなど私は思ってるんです。ますます頑張ってくださいというので、さらにいろんなことが広がっていくなど、期待をしているんですね。このこともそうですけども、ほかのことについてもどんどん活性化していただいたらいろんなことにつながっていくなという思いがあるんですけども、なかなか答えにくいかわかりませんが、薬剤師会に対する期待度といいますか、エールを送るような思いで部長のほうから最後にご答弁をお願いします。

○森西正委員長 堤部長。

○堤保健福祉部長 今回の服薬適正化につきましては、薬剤師会の全面的協力をいただいております。実際には、今申し上げましたように対象の抽出等につきましてはレセプトデータの抽出、分析ができる業者を予定しております。一元的にデータを持っておりましては市ですので、市が抽出をして通知書を個人のお宅に送らせていただく、それを受け取った方がお近くの薬店に持って行っていただいご相談をいただくと。ご相談いただくことについて、全面的に協力をしていただいているということでございます。

また、薬価の報酬につきましては、そういったかかりつけ薬局になっていただくことによって、調剤の報酬が若干上がるということはございます。摂津市の薬剤師会に関しましては、ジェネリック医薬品の普及に取り組んだときも全面的に協力いただいております。本市ではジェネリックの利用率も府下では高いほうでございます。また、これにつきましてもこういう形で新しい取り組みに積極的に協力していただいております。これからも薬剤師会には摂津市民のかかりつけ薬局になっていただい、こういった地域医療の貢献を

していただきたいと思っております。

○森西正委員長 ほかにございますか。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、議案第4号、平成31年度摂津市国民健康保険特別会計について質問をさせていただきます。

まず、保険料についてですけれども、2019年度1人当たりの保険料というのが幾らになるのか、それからこれは2018年度と比べて幾ら値上げになるのか、それから民生常任委員協議会でもご説明はいただいているので、一応もらってまずけれども、質問をスムーズに行きたいので再度もう一回ここで教えていただきたいと思います。

それから、所得200万円、40歳夫婦と子ども二人、こういうケースですね、2019年度は幾らになって、2018年度と比べると幾ら値上げなのか。これを保険料を据え置きとしようと思ったら、一体幾らの財源があればできたのか。そして、全面的に市民に負担をかぶせたということではないと思いますので、抑制のために市が入れはった金額ですね。それから、市民の負担分ですね、それぞれ金額を教えてください。2018年もやはり同じように値上げがあったと思いますが、そのときの抑制分と市民への負担分、これもあわせて教えてください。

次に、大阪府の国保統一化に関する質問です。2019年の統一保険料の金額についてですね、摂津市は幾らになっているのか。激変緩和後の金額を国保の運営協議会の資料で使ってはるので、そのほうが話が進めやすいと思いますので、それで結構でございます。これは、昨年度と比べると幾ら金額が引き上がっているのか。

5年後、2024年度に府内統一という

ことになってきます、今の大阪府国保運営方針に書いてるのはそういうことですね。これは、保険料は大体幾らぐらいになっていくと想定をしておられるのか。幾らずつ値上げをしていけばよいと考えておられるのか、お聞かせください。

それと、特別会計予算書の12、13ページの款3府支出金、項1府補助金の中に節2特別交付金、この中に保険者努力支援分というのがあります。これはどういうものなのか、教えてください。

それと、減免制度についてお伺いします。その同じページの一般会計繰入金に、法定外の繰り入れの分が載っていると思うんですけども、保険料軽減分等繰入金ですね、これ抑制分として幾ら、それから独自減免のために幾ら、一部負担金のために幾らという数字があると思いますが、それを教えてください。2018年度の金額もそれぞれ教えてください。

摂津市は、2018年の4月から減免制度を変えたわけですけども、細かいのはいいですけども、大きくどういふことを変えたのかというのを説明してもらいたいと思います。

1回目は以上です。

○森西正委員長 安田部参事。

○安田保健福祉部参事 それでは、増永委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、平成31年度の1人当たりの保険料が幾らになるのかというお問い合わせでございます。

平成31年度の保険料につきましては、1人当たり、激変緩和させていただく中で、10万4,947円ということで設定させていただいております。

前回と比較してでのお話でございます。平成30年度の保険料と1人当たりの保

険料でございますが、平成30年度は9万9,285円ということで、約5.7%、5,662円の改定とさせていただいております。

続きまして、モデルケース、所得200万円の4人世帯の保険料でございます。平成31年度、今回の料率で算定させていただきますと、39万3,761円。前年度と比べ、約2万5,950円の引き上げという結果となっております。

続きまして、据え置きに必要な財源というお問い合わせでございます。

仮に保険料、平成30年度と同じ額とする場合に必要な金額でございますが、2億6,205万5,000円を見込んでおります。

それと、今回の抑制のために投入した財源額でございますが、これにつきましては1億4,557万5,000円を抑制財源として今回投入させていただいております。

平成30年度のときの抑制額でございますが、保険料抑制のために投入させていただいた額につきましては、1億4,394万円を投入させていただいております。1人当たりで申しますと、平成29年度9万7,044円から約2,241円の改定ということで、9万9,285円と設定させていただいたところでございます。

平成31年度の統一後の金額と平成30年度の比較、要は大阪府が示した金額をもとにした保険料での比較でございます。平成30年度につきましては、1人当たりの本来必要となる保険料というのが10万7,043円と。平成31年度につきましては、大阪府の激変緩和後の額にはなっておりますが、11万2,024円となっております。

続きまして、保険料の5年後の想定というお問い合わせでございます。

今回、保険料の改定につきましては自然増のみということで、本来のこれまでの差額につきましては抑制をさせていただいております。この金額については、1人当たりで言いますと7,077円を抑制させていただいております。この抑制額を今後5年間で自然増とあわせて段階的な改定をさせていただく必要がございます。ただ、5年後の自然増の金額がどれぐらいになってくるかというのは、ここについては見込みというのはなかなか立ちづらいかなと思っております。

続きまして、保険者努力支援制度についてのお問い合わせでございます。

保険者努力支援制度の内容につきましては、医療費の適正化の取り組みや国保制度固有の構造問題への対応等、実施状況に応じて保険者として努力を評価し、都道府県及び市町村に対して交付されるものがございます。

その中で、算定方法としましては、体制構築の基本的な点数プラスそれぞれの評価の取り組みについて加算する中で、被保険者数に応じて予算の範囲内で交付されるものがございます。

続きまして、保険料の減免制度についてでございます。まず、繰り入れ額として抑制分で幾ら投入したかのお問い合わせでございます。

平成31年度でございますが、まず保険料減免については独自の分として520万7,000円、一部負担金減免が独自分として929万4,000円、保険料の抑制分として2,427万円を投入させていただいております。

平成30年度の投入額でございますが、

保険料抑制分で8,163万2,000円、保険料の減免分として、済みません、内訳を今持っておりませんで、減免分として一部負担金、保険料減免合わせて1,792万7,000円を投入しております。

続きまして、減免の見直しの内容でございます。

減免制度の変更につきましては、これまでもご答弁させていただいたところがございますが、大阪府のほうで共通基準というのが設けられております。それを基本としまして、これまで実施しておりました収入減少等の減免につきましては、一定整合性を合わせる中で見直しを行ったところでございます。

以上でございます。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 保険料についてです。

本年度、1人当たり幾らかというところでは、昨年度と比べると5,662円が値上がりとなったというお話でした。10万4,947円、1人当たりですね、昨年度は9万9,285円だったわけですが、それもおととしと比べると値上がりをしていて、これが2,241円ということも途中で教えていただきました。1人当たりの値上げも2倍以上の値上げになっています。

また、所得200万円、40歳夫婦子ども二人、こういうケースの場合ですと、これ前年度の金額は聞いてませんが、前年度は36万7,811円と思うんですね。差し引きするとそうなりますね。それが39万3,761円に上がって、40万円近くなっていると、40万円まであと一歩というところなんです。この上がり幅は2万5,960円という、非常に大きな金額が所得200万円の世帯にかかっていると

ということになります。この世帯は法定軽減の範囲に入っておりますので、法廷軽減外れてるところはもっと大きな値上げ幅なんじゃないかなというふうに思うわけですが、すけれども、大変な値上げ、市民にとってはというふうに言わざるを得ません。

そのために、今まで摂津市はずっと市民の暮らしが大変なときは赤字が続いても保険料の繰り入れを行って、値上げをしないように、保険料据え置きを続けるという努力をしてきていただきました。そのときには、2億円ぐらいの繰り入れをしていただいていたのではないかなというふうに思うわけですが、今回据え置きで幾らあればよかったのかというと、2億6,205万5,000円というお話でした。今までどおりの金額の投入をしていただいていたら、こんな大きな値上げをしなくても済んだんじゃないかなというふうに思うわけです。抑制のために入れられた金額はありますけれども、先ほどのお話では、一般会計繰り入れの分はぐっと減って、2,400万円ぐらいの金額になっていると。残りは基金から繰り入れたということになるんだろうと思いますけれども、その額を入れても約1億4,500万円というふうになってるわけです。市民への負担は非常にふえているんです。2018年度、市民に対して負担をかけたのは約4,000万円ぐらいなんですけれども、値上げ総額という形になると思うんですけどね、2019年度は1億1,648万円、これも2倍以上の金額の負担をかけたということになります。おとし2017年度と比べると、1人当たりでももう7,000円、8,000円ぐらいの値上げ幅になってきているというふうに思うわけです。これを一体どこまで続けるのかと。

先ほど、統一化のお話のほうでも金額、自然増はわからないというようなお話がありました。今までも自然増って言われる部分は確かにあったと思うんです。けれども、摂津市はそれを努力しながら市民に負担をかぶせないということをやったにもかかわらず、今は黒字で基金もある、そういう状態でありながら、これ全部をやっぱり市民に負担を押しつけてきているということについて、やはり大変な姿勢の転換だなと言わなければならないと思います。市民が一番大変なときに、この金額は物すごく市民に対して冷たい、きつい負担だというふうに思うのですけれども、この金額、保険料が市民にとって高いと思われるのかどうかの認識をお聞きしたいと思います。

それから、抑制のために入れている法定外繰り入れの金額をぐっと減らされました。2億円ぐらい入れてたところから比べると、大きく減っています。去年の分と比べても、大きく減っています。去年の分との差額で言えば、それは基金から入ってるからなんだよというお話が出てくるんだと思いますけれども、では6,100万円を基金から入れられたのかなというふうに思いますけれども、今の基金の残高ですね、これは一体幾らぐらいあるのか、これについても教えてください。

それから、大阪府の国保統一化にかかわっての質問ですけれども、大阪府の保険料も、昨年度も大きな金額を提示されましたけれども、今回も標準保険料率なんですけど、非常に高い金額、昨年にとんと来るのは、これは一定そうかなという、皆さんも覚悟があったのかもしれませんが、今度の金額というのは、またそれを上回るような金額がとんと来て、本当に市町村の職員の

方々にとっても大変びっくりするような金額だったと。市町村から大阪府に対して、たくさんの電話がかかってきたというふうにもお聞きしました。

その中で、本来は1回しか試算はしないということになっていたのが、2回の試算をすると、金額を少し下げましたよというふうな、大して下がらなかったですけども、ものが出されてきたというふうに覚えております。その金額ですね、なぜこんな高い金額が提示されたというふうになるのか、思われるのか、このことについてお聞きをしたいと思います。

そして、大阪府の出してきている金額、2018年度の分も、2019年度の分もですね、非常に高額な金額がどーんどーん出てきたわけですけど、これは妥当だと思われてるのかどうか。その金額について、市町村が検証することができるのか、その辺についても教えてください。

今、自然増が一体どれぐらいになるのか見込めないというようなお話がありました。これは大阪府が本来シミュレーションを出すべきだと思うんですけど、大阪府もシミュレーションを出そうとしておりません。統一保険料が一体、最終どれぐらいになるのかということについて、出そうとしておりませんが、そういう中で、やはり市町村からは不安の声が上がっています。何度かご紹介もしましたけれども、摂津市も中に含まれている北摂の市長会からも、6年間の期限を限らずにと、そういうふうに統一化を延期する、これを市長会の要望書として出されるということも行っておられます。この統一化に対して、期限を延ばすということについて、摂津市はこれからも求めていくのかということですね。これについてお答えいただきたい

と思います。

それから、先ほど保険者努力支援金分についてお伺いをいたしました。この制度は、予算書13ページに載っている分ですね、3,689万2,000円。この金額というのは、一応府からのお金というふうに形の上ではなっておりますけれども、これは国から市町村に対して出されている、市町村が頑張った分に対しての金額ということで、府は国から預かって市におろしてるという、そういう金額だというふうに思っております。

これね、今までだったら摂津市は国からいろいろお金をもらうとか、そういうのを頑張って、こんなに努力をして、獲得してきましたというお話も、私も何回も聞いたと思うんですよ。収納率の改善であるとか、それからジェネリック医薬品を使用するであるとか、そういういろんな努力をして、大阪府の上位何番目に選ばれて、何市町村しか受けられへんものをちゃんと引っ張ってきましたと、そういうものも含めて赤字を解消してきたんだというお話を聞いてまいりました。それは職員の方、すごく頑張っていたと思います。市民も頑張ったと思うんですけども、そういうことをして、国から獲得をしてきたお金です。このお金というのは、法定外繰り入れも何もありません。赤字でもありません。この金額は、まさしく保険料引き下げのために使うことができるお金なんですね、きちっと。国はこれを保険料の引き下げに充てたとしても、何も文句は言わない、そういう使い方ありだよというふうになっているはずのお金です。先ほど、市が抑制分として入れてるお金は二千数百万円でしたっけね、それよりも多い金額がここにあるわけですよ。

これね、今激変緩和期間の中ですから、これも保険料引き下げに使うということは可能だと思います。しかし、大阪府が言ってる統一化以後、保険料は大阪府下全部統一なんだといったときに、この保険者努力支援分、これって保険料引き下げのために使うことが可能なんでしょうか。ということについて、お聞かせいただきたいと思っています。

それから、減免制度ですね、大阪府が統一化をするときには減免制度も統一するんだと、府の運営方針に書いてあります。でも、激変緩和の間はそれをどんなふうにするかというのは市町村が判断をして、やっていっていいんだよと。本来はずっとやっていっていいんですけどね、大阪府の言い分としても、その間はいいいんですよという話になってたと思います。ところが、摂津市は、大阪府の分を取り入れるんだと、それを基本にするんだということで、摂津市が今まで行っていた減免制度、これについても改変をし、私は改悪だと思ってますが、そういう形に変えました。

その結果、一つは災害減免ですね、これが今までの摂津市の災害減免は全壊、半壊、そして一部損壊にも適用ができる、どれだけの率かという損壊率の基準というのはあると思うんですけども、一部損壊でも適用はできるという内容でございました。

ところが、大阪府の分に統一をしたということによって、全壊と半壊と床上浸水、これだけになってしまったわけです。今回の災害、もちろん予測はできませんでしたが、この制度を残していれば、災害のあとにそういう一部損壊の方々に対して、国保料の減免をするということができたのではないかというふうに思うわけです。全壊、半壊、それから床上浸水、これ

だけに限ってしまわれたわけですがけれども、国保料の減免、この災害についてですね、これで使わはった方はどれくらいあるのか、お聞かせください。

また、所得減免ですね、これも大阪府の分が利用率が今高いというふうなお話もございますけれども、これも摂津市の減免制度を大きく変えていますので、前年の所得と今年度の所得を比べて、退職をしたりして大きく減ってしまう、こういう方については大阪府の減免を使えるわけですがけれども、摂津市の独自減免がなくなって、これ一本になっていくと、前年とその次の年の収入が大きく減る、そんな退職を何回もしませんし、ずっと失業中やったら、低いけれども減免できないということがずっと続くわけですね。

去年は初年度だからそういうことができたのかもしれませんが、今年度はどれくらいになるかということについては、非常に私は心配をしているところでありますけれども、それに対してのお考えをお聞かせいただきたいと思っています。

2回目、以上です。

○森西正委員長 安田保健福祉部参事。

○安田保健福祉部参事 それでは、2回目のお問いについてお答えをさせていただきます。

まず、1番目、値上げに対する認識というお問いでございます。

保険料の改定につきましては、高齢化の進展により給付費の増加や後期高齢者医療、介護保険制度への拠出が、こういった伸びを避けられない状況となっている中、やはり保険料の自然増というところは避けられない状況かなと考えております。

本市におきまして、これまで医療費の適正化や健康づくり、こういったところに

しっかりと取り組む中で、できるだけ給付費の抑制には努めていきたいと考えております。

また、大阪府市長会等を通じて、被保険者への負担緩和に向けてさらなる公費拡充等も求めていきたいと考えております。

続きまして、基金の残高についてでございます。現在の基金の残高でございますが、3億6,262万円となっております。

続きまして、3番目、大阪府の保険料が上昇した要因でございます。

民生常任委員協議会等でもご説明させていただいたところでございますが、保険料の主な増額の要素としましては、やはり70歳の方の増加ということで保険給付費がふえた、また、後期高齢者支援金の増加、介護納付金の増加、この3点が保険料が大きく伸びた要因となっております。

平成30年度の給付費の伸びの見込みが少し低く見積もられたというところも、大阪府も言っておりますように、そういった部分の反動も出ているのではないかなと考えております。

続きまして、大阪府の算定結果についての妥当性のお問い合わせでございます。

なかなか保険料の算定というのがこれまで市町村でやっておった時代もかなり複雑な算定になっております。さらに今回、大阪府が市町村の全部のデータを集めた中で、今後の伸び率等、これは、国が示す算定方法で伸び等を見込まれた中で算定が行われた結果ではございます。妥当かというお問い合わせであれば、基本的には妥当であると考えております。

しかしながら、検証ができるのかと言われると、そこまでについては市町村ではできないという状況となっております。

続きまして、市町村の要望、6年間の激

変緩和期間を延ばすというところのお問い合わせでございます。

激変緩和期間につきましては、現在大阪府の国保広域化運営方針におきまして、6年間というルールが決まっております。その中で、本市においては、到達をその6年後を見据えた中での運営が必要と考えておりますが、しかしながら、広域化初年度である、平成30年度の決算や今後の保険料等の影響を見る中で、引き続き大阪府に対しては、見直し等も含め要望は行っていきたいと考えております。

続きまして、保険者努力支援金を保険料引き下げに使うことが可能なのかというお問い合わせでございます。

保険料につきましては、財政運営が一元化される中、被保険者間の負担の公平性実現のために、統一化を目指すというものでございます。保険料の統一を目指す上で、将来的な医療費の増加が見込まれる中、健康づくりの取り組みも強化し、被保険者の負担をできる限り抑制していくということとされており、原則的には保険者努力支援制度については健康づくりの財源に活用していくべきとなっております。

しかしながら、保険料の設定におきましては、委員がおっしゃいますとおり、市町村の個別ではなく、一定のルールのもと保険者努力支援制度などのインセンティブ財源を市町村が出し合う中で、全体の水準を均等に引き下げるといった、そういった仕組みについては検討も必要ではないかなと考えております。

続きまして、災害減免についてのお問い合わせでございます。

災害減免の適用件数でございますが、平成30年度の適用は、地震とは別ではございますが、1件ございました。

しかしながら、災害では対象とはならなかった方につきましても、収入の減少というところのご事情のある方もおられますので、そちらのほうで適用したという事例は数件あったと聞いております。

続きまして、所得減少に対する減免の考えでございます。

平成30年度の減免の状況を見ておられますところ、やはり所得減少による減免、いわゆる共通基準による減免というのはかなり数多く受けさせていただいております。今までの基準であれば該当しなかった方が該当するということも多く見られますことから、共通基準を設定したというところのメリットもあるかなというのを見ております。

しかしながら、あくまで収入減少という要件になってまいりますので、次年度以降については、対象となる方につきましては、これまでの独自の減免を適用するなどして柔軟には対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 保険料についてですけれども、自然増は避けられないというようなお話でございました。それは今までもそうだったわけで、その自然増に対して対応を摂津市はしていただいていたのが、この統一化の話が出てきてそれをしなくなったと、全くゼロではないにしても、激変緩和ですから、どんどんやめていく方向であるということについて聞いているわけです。高いと思っはるのかどうか、この平成29年度の金額ですね、それについてはもう一回、再度お聞かせいただきたいと思っております。

大阪府は、高いというお声をいただいて

いるというふうに言うています。やはり本当に、私も近くの子育て最中のお家の方に聞いたんですけど、子どもが高校生ということで、学費が高いでしょうって、これからまた大学やら何やらいったら余計に大変ですよってというお話をしたら、それはそうですねって言いながらも、でも、国保が高いんですよって言われて、本当に高くなってって。

やっぱりそういう、払えないというところまで今はもう来ていると思うんですね。今の金額でだって、本来の統一化のところまで行くには、先ほどおっしゃっていたように、1人当たり、今、2017年度と比べたら二千幾ら値上げしました、で、今回5,600円ぐらいですかね、値上げをしました、両方で8,000円近くの値上げですよ。今でも統一化のところまで行こうと思ったら、この上にさらに7,000円ほどを乗せないといけないわけでしょう。それが自然増がどンドン下から押し上げてくるだろうというお話なんで、本当に一体どこまで行くのっていう金額になると思うんです、5年後っていうのは。さらにそこで終わるんじゃないくて、その後は統一化で府が決めた金額に全部従いますっていうふうになっていくわけですから、もう天井知らずなわけですよ。こんな保険料払えないっていうことが、全国知事会が言うてた、国保の構造的な課題を解決するために国は公費を投入せよと言っていたことではないんでしょうか。

これ以上被保険者に負担をかけて、それを被保険者の保険料で賄うということが無理があると、国保の制度を守るためには、国が国費を投入して、最初は1兆円っていうのはったのが今は3,400億円になりましたけれども、そのことについて責任を

持ってくれなければ、都道府県は国保の責任が持てないよということを言っていた中身なんではないでしょうか。国保の構造的課題ということについても、もう一度お聞かせいただきたいと思います。高いと思うか、構造的課題の認識ですね、それをどうしたらいいと思っているのか。

大阪府の統一化についてですけれども、府も、先ほど言いましたように、高いと言うてるわけですね。摂津市も、大阪府国保運営方針を決める前に、法定の意見聴取というのがありまして、そのときに大阪府に対して意見を出されておられます。そのときも、摂津市はすごくいいことを言うてはるんですよ。被保険者の負担を最小限にとどめるよう、十分な激変緩和施策を実施するように求めます、と。

そのときには、もう既にこれぐらいのっという試算もいろいろ出されていた中で、大変高いということがわかっておられたからこういうことを書かれたと思うんですけど、これに対して、大阪府はそれを取り入れるということをしていないと思うんですけれども、また、低所得者及び多子世帯、ここに対して過度の負担を与えないように府内統一のさらなる軽減施策を実施するように求める、これも言うてはるんですね。

本当に摂津市の言うとおりでと思います。こういうことを、運営方針をつくる前に、摂津市だけではありません、あっちこっちの市町村がこういう同じような意見を出したと思うんです。

ところが、それによって何ら運営方針は変わらなかった、試算の中身も何ら変わらなかったということが実態としてある中で、どうしてここに付き従わなければいけないのかという問題があると思うんです。

今でも法律としては、摂津市が保険者として、きちんと摂津市の適正な、摂津市が考える保険料、これを決める権限はございます、何回も言ってますけれども。これが6年後であろうか、7年後であろうか、10年後であろうか、法律が変わらない限りはそうでございます。

そういう中で、もう一度もとの姿勢に戻る、このことをぜひとも求めたいと思うんですけれども、大阪府に対して、統一化をここを期限に切ってやるのではなくて、もうやめろと、統一化するなど、そういうことを言うべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

先ほどの保険料の金額についても、お話にもありましたように、高くなった理由はいろいろあるとは思いますが、70歳以上の方の人数がふえていったとか、その要因もあると思います。

しかし、大阪府自身が見積もりが甘かったというふうなことを言うてるわけですよ。ざっくり言うと、去年の見積もりは安過ぎた、だから、今回上がるんだと。去年のあれで安過ぎたんかと思えますけれども、見積もりが甘かったんで、その分、今年度は去年の分まで含めて高くなったんだというような話ですけれども、それなら、来年度はそんなに上がらないのかといったら、これもわからないわけです。

そんな毎年毎年そういうふうな、いやいや、もっといったんやっというふうなことでどんどん増額されていったら、決算は次の年度の分が出る前には出ませんから、次の保険料の金額が決まってから前のところの決算が出てくるわけですよ。そこで何ぼこうやった、ああやったって言うても、もう次の年の金額は決まってるし、その次になったらまたいろんな要因を言って、高

い金額を言われても、これはどうしようもないというふうなことになっていくと思うんです。

摂津市自身も、この大阪府の算定に対して信用してはらへんかったんやろうなというのが、先ほどの摂津市の意見書の中にも出てきます。事業費納付金については、一律の伸び率だけで算定した場合、被保険者数などから影響が生じると考えられるので、事前ヒアリングをしてほしい、こういうことも言うてはりましたね。こういうことも意見を取り入れてくれませんでした。より精緻な算定を行うよう求めますというふうなことを言うておられるわけですよ。

先ほどのご答弁で、基本的には妥当と言わりましたけれども、摂津市自身だって、これ妥当なのか、と思っってはるわけです、検証できへんし。こんなに金額高いこと、これで本当にいいのかなとおっしゃっているわけですよ。こういう妥当だと言えないような金額に対して、みんなで統一していくっていうのも、これもおかしいんじゃないでしょうかね。この点についてもご答弁求めます。

それから、統一化についての問題で大変重要な問題は、先ほど言いましたけれども、保険者努力支援制度で摂津市が頑張っって国からもらった府の金額を、保険料引き下げに使えないということです。健康増進のために使うといっても、中身は限られてくると思います。その健康増進のために使っても、それがすなわち生きるわけではなくて、大阪府下全体の話になっていくわけですから、保険料は大阪府下のほかの大きなところが、やはりそんなに健康増進をなかなか頑張れなかったら、摂津市はそれに引きずられてやっぱり保険料は上がって

くわけですよ。摂津市一つが頑張っっても、そういうことにはなかなかできない。

先ほど、それぞれの市町村の保険者努力支援金分をそれぞれが出し合っって、そして全体の保険料を引き下げるといっようなお話もありました。

でも、それでインセンティブが働きますか。インセンティブを働かせるといっことでつくりかされている制度なんですよ。頑張っったところが頑張っった分、ちゃんと評価してもらえといっことで、今まで摂津市は説明してこられたと思っいます。一生懸命頑張っってきたんですと、それを市民に私たちは還元をするし、赤字だった国保も黒字にしてきましたといっふうにおっしゃっていたわけですよ。

ところが、小さいところが一生懸命頑張っっても、結局大きな市町村、大阪市なんかは、なかなかやはり頑張ったらすぐ結果が出るかといっふうにはならないと思っんです。そういうところと一緒にかえて、結局保険料の反映は全体なんだと。

大阪市は今まで、大きい財源持っってますから、余りインセンティブがたっくさん働かなくて、なかなかそういう保険者努力支援金分が大きくならなかつたとしても、やっぱり財源を投入して引き下げてきたんです。大阪市はすごくたっくさんの一般会計法定外繰り入れを行ってきました。

やっぱりその市町村、市町村によっって、小さいところは努力をして、その努力の分で頑張る、大きいところは財源がいっぱいあるんだから、その財源で頑張る、いろんな形で保険料の引き下げに対して努力をしてきたんですが、これを全部押しなべて大阪府下統一なんだといっことは、非常に無理があるといっふうにおっ思うんです。ぜひともこの保険者努力支援金分の制度、これ、

市町村が活用して引き下げに使えるようにしていただきたいと思います。

最後に減免制度の部分です。

これは、大阪府市長会が府に対しての要望を出しています。「広域化をする中でも、保険料や一部負担金の減免の実施に当たって、大阪府が決めている統一基準の設定に当たっては、各市町村の事務運用がそれぞれの歴史的経緯を踏まえたものであること及びそれを統一することの困難性を十分に認識し」というふうに大阪府の市長会は府に対して言うてはるんです。減免制度それぞれ歴史があると、市民と市町村でつくってきた減免制度、それを簡単にぱぱっと統一でけへんのやということ言うてはるわけですよ。

さらにすごいなと思うのは、この広域化の中で、大阪府の減免制度については大阪府の独自財源じゃないですけどね、保険料を徴収した、いろいろした、大阪府の国保の特別会計の中から減免の金額を充てるということになっていると思うんですけども、それだけではなくて、各市町村でやっている減免制度に対しても大阪府は財政措置をするべきだと、こういうことも言うてはる。それぞれの市町村の減免を守れということ言うてはるんやと思います。こういう立場に立って、しっかりと減免制度を守っていかなくてはならないのではないかと、大阪府の減免制度を取り入れて新たに減免ができる人がふえた、そのことについて別に悪いとは言いません。

でも、それを入れるからいうて、摂津市の減免制度を削るというのは、これは本当に問題があると思っています。一人だけ災害減免を受けられた半壊の方なのかなとか思いますけれども、これが一部損壊も入っていたら、もっと何人かの方が受けられ

たんじゃないか、助かったって言われたんじゃないかというふうに思うわけです。

これ、代表質問で市長の答弁をいただきましたけれども、本当に市長の答弁で、それは冷たいなというふうなご答弁でした。

後期高齢者医療制度などの他の保険制度との整合性を図り、共通基準として定められたものであることから、被保険者に一定の公平性が担保されたものであると理解しており、変更は予定されておりません、という中身でしたけれども、低いほうに合わせて公平やったらそれでいいんかという話ですよ。

摂津市のいい制度を残して、本来後期高齢者の方々に対してもこれを適用すべきやという声を摂津市から上げるのが、市民の福祉増進、これを目的とする市町村の役割なんではないでしょうか。そのことについてお伺いしたいと思います。

○森西正委員長 安田保健福祉部参事。

○安田保健福祉部参事 それでは、3回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、保険料の水準が高いという認識のお問いでございます。

平成31年度の保険料の算定におきましては、確かに仮算定等行われる中で、非常に伸び率が大きくなったというのは、本市に限らず、他の市町村においてもそういう認識はもたれておられます。

その中で、大阪府におきましても、予定収納率の見直しや算定可能な財源の投入といった工夫もされる中で、できる限りの努力をされた中で、最終的な決定となったものでございます。

本市におきましても、それを受けて、本来であれば自然増に加えてこれまでの差額分を一部改定というのが基本という姿勢ではおりましたが、少し上がり幅の抑制

をするために、今回、自然増のみにとどめさせていただいたところがございます。

続きまして、2番目の意見聴取をして、もう一度もとの姿勢をというところのお問いでございます。

確かにこれまで広域化を進めるに当たって、やはり制度をつくる中でいろいろな要望はしてきたところがございます。なかなかその中で全てが受け入れられたというものにはなっておりません。

しかしながら、一部多子減免等につきましては、まだ実現はされてはいませんが、現在も実現に向けて検討が進められておるところでございます。こういったところにつきましては、引き続き要望等はしていきたいと、また、保険料抑制につきましても、できる限り公費の増額等も求めていきたいと考えております。

続きまして、質問番号3番、保険料の大阪府の算定のところがございます。

こちらにつきましても、数値の精緻なところを求めてきたところがございます。

しかしながら、平成30年度、本市の実態とはちょっと乖離するような部分もございました。こういった部分も踏まえて、大阪府におきましても、平成31年度、やはりかなり精緻なものに見込んできておりますので、平成31年度につきましては、給付費の伸び、被保険者数の伸びといったところは、本市のほうも見込んだところとほぼ近似となっておりますので、妥当な見込みをされているのではないかなと考えております。

続きまして、保険者努力支援制度のところでございます。

こちらにつきましては、先ほどもご答弁させていただいたところではございますが、基本的には健康づくり等の事業を促進

して、市町村の底上げですね、全体の健康づくりの底上げを図るために活用すべきというのが基本と考えております。そういった全体の市町村が取り組みをする中で、給付費の抑制が図れ、保険料水準の伸びも一定抑えることができるのではないかと考えております。

本市におきましても、そういった基本的な取り扱いで、平成31年度、フレイル予防や服薬適正化といった新たな事業も展開させていただいているところがございます

しかしながら、現時点におきましては、一部保険料抑制というところにも活用はさせていただいておりますので、できる限り将来の保険料負担が伸びないように、健康づくり等もあわせて活用していきたいと考えております。

最後、減免についてでございます。減免の制度を守っていくことについてでございます。

減免制度につきましては、財政運営の一元化が図られる中で、被保険者間の負担の公平性の観点から大阪府の統一基準が設定されました。本市におきましても、統一基準を、先ほども申しましたが、原則とした上で、これまでの独自減免分については、整合性を図る中で激変緩和措置として実施させていただいているところがございます。

しかしながら、減免基準につきましても、市町村の抱える問題を考慮して共通基準に反映されるよう、大阪府市長会を通じて要望はさせていただいております。

以上でございます。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 保険料が高いということについては認めていただいたのかなと

いうふうに思います。構造的な問題についてご答弁がなかったですけれども、そういう認識があれば、この構造的な問題ということの本気で取り組まないといけないんだということについては、わかってはると思います。大阪府のこの保険料の統一化、全国で大阪府しかやっていません。こういうことでは、構造的な問題は解決しないわけです。

また、大阪府の統一化については、さまざまな意見があるけれども、取り入れられていないということについても、今紹介したとおりです。3年間の運営方針の見直しが出てきます。統一化がここまでだよというより前に見直しが出てくるわけですから、ここでしっかりと大阪府下の市町村の皆さんにご意見を出していただいて、無駄なこと、無理なこと、この統一化は全国でもやっていない、こんな大変なことはもうやめようという声を大いに挙げていただいて、運営方針の中身を変えていただきたいというふうに、これは要望としておきます。

それから、減免の制度についても、また6月ぐらいに減免申請がたくさんあると思いますけれども、やはり大阪府の減免制度を取り入れるのは結構ですけれども、摂津市の減免制度を崩すのではなくて、もとに戻してきちんといろんな、ずっと低所得の方とか、災害があつて一部損壊になった方とか、そういう方に対しても手厚い減免制度をせっかく持ってたわけですから、もとに戻していただきますように、やっぱり摂津市の今までの国保の、市民に対して心を寄せて運営をしてきた市町村の国保の、その心意気をもう一度取り戻していただきたいと思つるので、これを要望として私の質問を終わります。

○森西正委員長 ほかにございますか。
暫時休憩します。

(午後4時46分 休憩)

(午後4時47分 再開)

○森西正委員長 再開します。

次に、議案第8号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質問ある方。

増永委員。

○増永和起委員 後期高齢者医療特別会計予算について質問をします。

75歳以上の方が入っておられる後期高齢者の保険制度、今までは低所得者などに対しての保険料軽減措置というのがありました。これが廃止を順次されていくというふうに聞いております。このことについて教えてください。

1回目、以上です。

○森西正委員長 安田保健福祉部参事。

○安田保健福祉部参事 後期高齢者医療制度の軽減制度についてのお問いでございます。

後期高齢者医療の保険料の軽減制度についてでございますが、所得が一定以下の方につきましては、法令では7割、5割、2割の軽減というのが設けられておりますが、特例により7割軽減の方のうち、9割と8.5割というので、さらに軽減が上乘せという形で国の財政措置でやられているところでございます。この国の財政措置による特例軽減でございますが、これまで制度発足時における暫定的な措置として国により実施されておりましたが、国民健康保険の軽減割合が最大7割になっていることなど、制度間の公平性の問題が出てきており、見直しが求められてきたという背景がございます。

見直しの時期につきましては、低所得者に対する介護保険料の軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給と合わせて実施すると決定されたことを踏まえ、平成31年10月から見直しが行われるというのが決まったところでございます。

見直しの具体的な内容でございますが、現行9割の軽減対象者については、平成31年10月以降特例軽減が廃止され、本則の7割軽減となりますが、年度内での保険料の差、変動が生じないように、平成31年度、年間保険料は通年で8割という形で対応することとなっております。

また、8.5割の軽減の方につきましては、年金生活者支援給付金の支給対象にならないということを踏まえまして、平成31年度10月から1年間に限り8.5割の軽減が継続され、その後、段階的な廃止ということで決定がされたところでございます。

以上でございます。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 この特例軽減の廃止の影響なんですけれども、年金収入が年額80万円以下の方は、保険料自己負担が平均で月額380円、年金収入が年額168万円以下の方は、平均で月額570円というふうに現在はなっているけれども、この特例の廃止で、いずれも月額1,140円ということになるというような試算もございます。大変低所得の方にとって厳しい値上げやというふうに思います。

今、いろいろと激変緩和と言うんですかね、それも、すぐに大きな影響は出ないようにということで措置がとられるというようなお話でしたけれども、消費税の増税と相まって、そういう措置がどこまで有効なのかという問題もありますし、そして、

それは時限的なものですから、ずっとそれが続くわけではなく、いずれやっぱりこの痛みが直接響いてくるということになるわけですので、ぜひともこの制度について特例軽減の廃止をしないようにということを国に求めていただきたいと思います。これを要望として、質問を終わります。

○森西正委員長 ほかに質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 以上で質疑を終わります。

本日はこれで散会をいたします。

(午後4時51分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 森西 正

民生常任委員 増永 和起